

令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

【目次】

表 1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況.....	P 1
表 1-1 早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況（年度比較）.....	P 2
表 2 年次有給休暇の取得状況.....	P 3
表 3 介護休暇の状況.....	P 4
表 4 介護時間の状況.....	P 5
表 5 育児休業等の制度制定状況.....	P 6
表 6 育児休業の取得状況.....	P 7
表 6-1 育児休業の取得状況【一般行政部門】.....	P 10
表 6-2 育児休業の取得状況【公営企業等】.....	P 11
表 6-3 育児休業の取得状況【警察部門】.....	P 12
表 6-4 育児休業の取得状況【消防部門】.....	P 13
表 6-5 育児休業の取得状況【教育委員会】.....	P 14
表 6-6 育児休業の取得状況【都道府県団体別】.....	P 15
表 6-7 育児休業の取得状況【指定都市団体別】.....	P 16
表 6-8 育児休業の取得状況【市区町村団体別】.....	P 17
表 7 育児短時間勤務の取得状況.....	P 18
表 8 部分休業の取得状況.....	P 19
表 9 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況.....	P 20
表 9-1 配偶者出産休暇等の取得状況【都道府県団体別】.....	P 21
表 9-2 配偶者出産休暇等の取得状況【指定都市団体別】.....	P 22
表 9-3 配偶者出産休暇等の取得状況【市区町村団体別】.....	P 23
表 10 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の制度制定状況.....	P 24
表 11 会計年度任用職員の育児休業の取得状況.....	P 25
表 11-1 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【一般行政部門】.....	P 28
表 11-2 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【公営企業等】.....	P 29
表 11-3 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【警察部門】.....	P 30
表 11-4 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【消防部門】.....	P 31
表 11-5 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【教育委員会】.....	P 32
表 11-6 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【都道府県団体別】.....	P 33
表 11-7 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【指定都市団体別】.....	P 34
表 11-8 会計年度任用職員の育児休業の取得状況【市区町村団体別】.....	P 35
表 12 時間外勤務命令の上限規制制度の状況.....	P 36
表 13 時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）.....	P 37
表 13-1 時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【都道府県】.....	P 38
表 13-2 時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【指定都市】.....	P 39
表 13-3 時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【市区町村】.....	P 40
表 14 勤務時間管理の実施方法の状況.....	P 41
表 15 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移.....	P 42
図 1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移.....	P 43
表 16 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移.....	P 44
表 17 中途採用試験の実施状況.....	P 45
表 18 ストレスチェックの実施状況等.....	P 46
表 18-1 ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況.....	P 46
表 18-2 ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況.....	P 47
表 18-3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数.....	P 48
表 18-4 ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数.....	P 49
表 18-5 集団分析結果の団体区分別活用状況.....	P 50
表 18-6 集団分析結果の部局別活用状況.....	P 51
表 19 メンタルヘルス対策の取組状況.....	P 52
表 19-1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況.....	P 52
表 19-2-1 部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】.....	P 53
表 19-2-2 部局別取組状況【部局名：教育委員会】.....	P 54
表 19-2-3 部局別取組状況【部局名：警察】.....	P 55
表 19-2-4 部局別取組状況【部局名：消防】.....	P 56
表 19-2-5 部局別取組状況【部局名：公営企業】.....	P 57
表 20 メンタルヘルス不調による休務者の状況.....	P 58
表 21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況.....	P 59
表 21-1 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況.....	P 59
表 21-2 面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況.....	P 60
表 21-3 面接指導の対象となる要件（団体区分別）.....	P 61
表 21-4 面接指導の対象となる要件（部局別）.....	P 62
表 21-5 面接指導の団体区分別実施状況.....	P 63
表 21-6 面接指導の部局別実施状況.....	P 64
表 22 安全衛生管理体制の整備状況.....	P 65
表 22-1 安全衛生管理体制の団体区分別整備状況.....	P 65
表 22-2 安全衛生管理体制の部局別整備状況.....	P 66

表1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制の導入状況(令和7年4月1日現在)

区分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	40 (85.1%)	1 (2.1%)	6 (12.8%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
市区町村	1,721 (100%)	523 (30.4%)	195 (11.3%)	1,003 (58.3%)
合計	1,788 (100%)	581 (32.5%)	196 (11.0%)	1,011 (56.5%)

区分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	12 (25.5%)	41 (87.2%)	0 (0.0%)	6 (12.8%)	32 (68.1%)	2 (4.3%)	13 (27.7%)
指定都市	20 (100%)	15 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	11 (55.0%)	1 (5.0%)	8 (40.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)	10 (50.0%)
市区町村	1,721 (100%)	814 (47.3%)	148 (8.6%)	759 (44.1%)	1,218 (70.8%)	140 (8.1%)	363 (21.1%)	211 (12.3%)	117 (6.8%)	1,393 (80.9%)
合計	1,788 (100%)	863 (48.3%)	149 (8.3%)	776 (43.4%)	1,270 (71.0%)	141 (7.9%)	377 (21.1%)	252 (14.1%)	120 (6.7%)	1,416 (79.2%)

区分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	28 (59.6%)	4 (8.5%)	15 (31.9%)	23 (48.9%)	2 (4.3%)	22 (46.8%)	28 (59.6%)	3 (6.4%)	16 (34.0%)
指定都市	20 (100%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	14 (70.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)	14 (70.0%)
市区町村	1,721 (100%)	153 (8.9%)	140 (8.1%)	1,428 (83.0%)	100 (5.8%)	125 (7.3%)	1,496 (86.9%)	163 (9.5%)	181 (10.5%)	1,377 (80.0%)
合計	1,788 (100%)	187 (10.5%)	144 (8.1%)	1,457 (81.5%)	126 (7.0%)	127 (7.1%)	1,535 (85.9%)	196 (11.0%)	185 (10.3%)	1,407 (78.7%)

区分	団体数	フレックスタイム制					
		導入状況			(フレックスタイム制を導入している団体のうち) 週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	27 (57.4%)	14 (29.8%)	6 (12.8%)	21 (77.8%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)
指定都市	20 (100%)	6 (30.0%)	9 (45.0%)	5 (25.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	3 (50.0%)
市区町村	1,721 (100%)	98 (5.7%)	292 (17.0%)	1,331 (77.3%)	54 (55.1%)	9 (9.2%)	35 (35.7%)
合計	1,788 (100%)	131 (7.3%)	315 (17.6%)	1,342 (75.1%)	77 (58.8%)	13 (9.9%)	41 (31.3%)

(注1) 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

(注2) 「1 時差出勤制度」とは、基本の勤務時間(例:8時30分から17時15分の時間帯)に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出遅出制度とは異なる。令和6年度実施の調査から本項目を導入。

(注3) 「1 時差出勤制度」を導入している団体において、「2 各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンの設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。

(注4) ()内の数字は団体区分中の割合を示す(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)。ただし、フレックスタイム制の「週休日のほか、勤務日を割り振らない日を設ける」については、導入状況で「導入済」を選択した団体中の割合を示す。

表1-1 早出遲出制度及びフレックスタイム制の導入状況(年度比較)

区分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数				増減 (R6.4.1→R7.4.1)
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	40 (85.1%)	41 (87.2%)
指定都市	20 (100%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	13 (65.0%)	11 (55.0%) △ 2
市区町村	1,721 (100%)	1,157 (67.2%)	1,186 (68.9%)	1,218 (70.8%)	1,195 (69.4%)	1,218 (70.8%) 23
合 計	1,788 (100%)	1,219 (68.2%)	1,248 (69.8%)	1,280 (71.6%)	1,248 (69.8%)	1,270 (71.0%) 22

区分	団体数	フレックスタイム制の導入済み団体数				増減 (R6.4.1→R7.4.1)
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	17 (36.2%)	18 (38.3%)	27 (57.4%)
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	6 (30.0%) 1
市区町村	1,721 (100%)	70 (4.1%)	75 (4.4%)	76 (4.4%)	76 (4.4%)	98 (5.7%) 22
合 計	1,788 (100%)	84 (4.7%)	92 (5.1%)	96 (5.4%)	99 (5.5%)	131 (7.3%) 32

(注1) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。

(注2) 昨年度の調査時点で「1 時差出勤制度」を導入していた団体において、同制度が早出遅出制度を包含することを理由に昨年度の調査で「育児・介護のための早出・遅出」を導入済みとし、「育児・介護のための早出・遅出」を未導入としたため、昨年度の数字から差が生じている。

表2 年次有給休暇の取得状況(令和6年)

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

区分	平均取得日数 (日)
都道府県	14.3 (14.3)
指定都市	15.7 (16.0)
市区町村	13.5 (13.4)
301名以上 (530団体)	14.0 (13.9)
101名以上 300名以下 (697団体)	12.5 (12.3)
100名以下 (494団体)	12.1 (12.0)
全 体	14.0 (14.0)

〔参考〕 平均取得日数 (日)

国	16.3 (16.2)
民間	12.1 (11.0)

出典 「令和7年国家公務員給与等実態調査」(人事院)

「令和7年就労条件総合調査」(厚生労働省)

*年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」

(注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

(注2) ()は、令和5年の平均取得日数。(民間の数値は、令和5年(又は令和4会計年度))

(注3) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

(参考)

年次有給休暇の取得状況の推移

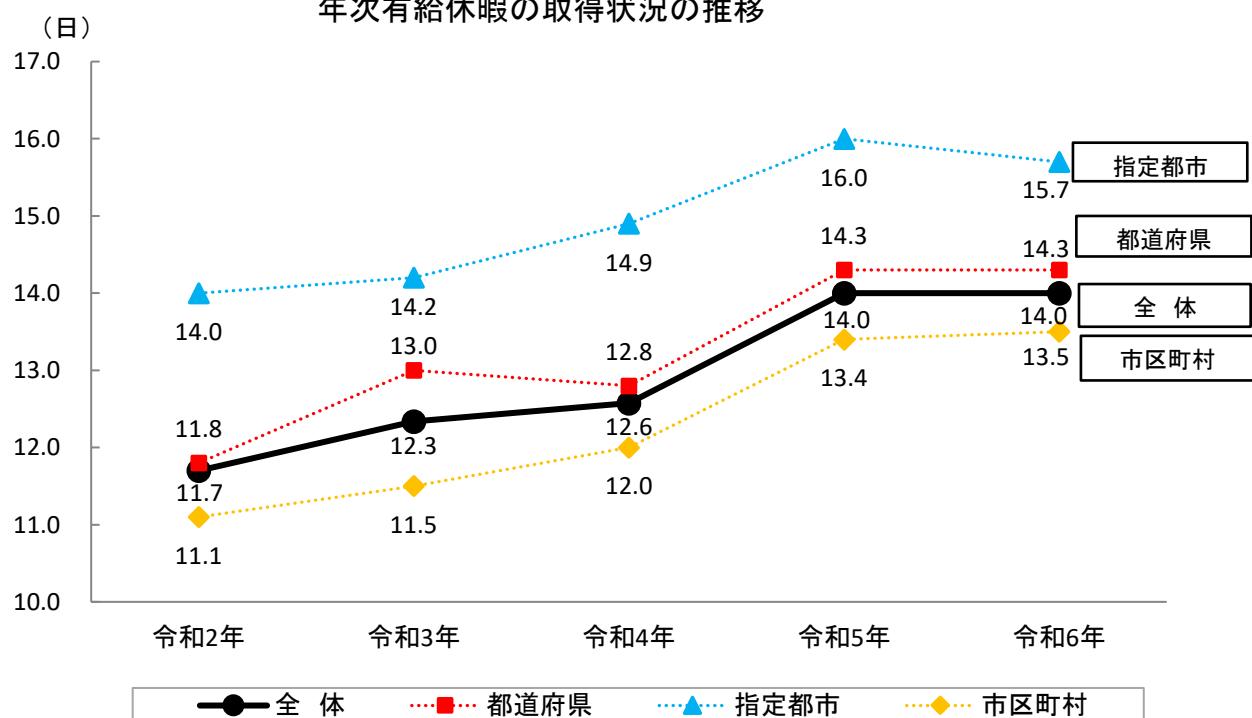


表3 介護休暇の状況

1 介護休暇制度の導入状況(令和7年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2 介護休暇の取得状況(令和6年度)

(単位：人)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数 (職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	483 (31.4%)	117 (24.2%)	269 (55.7%)	63 (13.0%)	17 (3.5%)	10 (2.1%)	6 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	女性職員	1,054 (68.6%)	84 (8.0%)	617 (58.5%)	274 (26.0%)	41 (3.9%)	15 (1.4%)	17 (1.6%)	2 (0.2%)	4 (0.4%)
指定都市	男性職員	207 (36.2%)	50 (24.2%)	114 (55.1%)	30 (14.5%)	9 (4.3%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
	女性職員	365 (63.8%)	31 (8.5%)	206 (56.4%)	111 (30.4%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	377 (32.2%)	74 (19.6%)	209 (55.4%)	72 (19.1%)	9 (2.4%)	10 (2.7%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	792 (67.8%)	61 (7.7%)	430 (54.3%)	254 (32.1%)	20 (2.5%)	14 (1.8%)	10 (1.3%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)
合計	男性職員	1,067 (32.6%)	241 (22.6%)	592 (55.5%)	165 (15.5%)	35 (3.3%)	20 (1.9%)	12 (1.1%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)
	女性職員	2,211 (67.4%)	176 (8.0%)	1,253 (56.7%)	639 (28.9%)	70 (3.2%)	32 (1.4%)	32 (1.4%)	3 (0.1%)	6 (0.3%)
	計	3,278 (100.0%)	417 (12.7%)	1,845 (56.3%)	804 (24.5%)	105 (3.2%)	52 (1.6%)	44 (1.3%)	3 (0.1%)	8 (0.2%)

(単位：人)

団体区分	区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	483 (31.4%)	236 (48.9%)	69 (14.3%)	47 (9.7%)	25 (5.2%)	17 (3.5%)	89 (18.4%)
	女性職員	1,054 (68.6%)	425 (40.3%)	180 (17.1%)	96 (9.1%)	68 (6.5%)	43 (4.1%)	242 (23.0%)
指定都市	男性職員	207 (36.2%)	83 (40.1%)	41 (19.8%)	22 (10.6%)	11 (5.3%)	8 (3.9%)	42 (20.3%)
	女性職員	365 (63.8%)	109 (29.9%)	77 (21.1%)	55 (15.1%)	27 (7.4%)	16 (4.4%)	81 (22.2%)
市区町村	男性職員	377 (32.2%)	211 (56.0%)	56 (14.9%)	35 (9.3%)	16 (4.2%)	14 (3.7%)	45 (11.9%)
	女性職員	792 (67.8%)	388 (49.0%)	140 (17.7%)	86 (10.9%)	31 (3.9%)	26 (3.3%)	121 (15.3%)
合計	男性職員	1,067 (32.6%)	530 (49.7%)	166 (15.6%)	104 (9.7%)	52 (4.9%)	39 (3.7%)	176 (16.5%)
	女性職員	2,211 (67.4%)	922 (41.7%)	397 (18.0%)	237 (10.7%)	126 (5.7%)	85 (3.8%)	444 (20.1%)
	計	3,278 (100.0%)	1,452 (44.3%)	563 (17.2%)	341 (10.4%)	178 (5.4%)	124 (3.8%)	620 (18.9%)

(注1) 介護休暇取得者数は、令和6年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

(注2) 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の（ ）は、「介護休暇取得者数」に占める割合である

(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

(注3) 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの（ ）は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

(注4) 「介護休暇取得者数」の合計欄の（ ）は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表4 介護時間の状況

1 介護時間制度の導入状況(令和7年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,713	8
合計	1,788	1,780	8

2 介護時間の取得状況(令和6年度)

(単位：人)

団体区分	区分	介護時間 取得者数	要介護者別の取得者数（職員との続柄別）							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	189 (31.3%)	25 (13.2%)	129 (68.3%)	26 (13.8%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	415 (68.7%)	21 (5.1%)	247 (59.5%)	113 (27.2%)	26 (6.3%)	4 (1.0%)	4 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市	男性職員	32 (23.7%)	5 (15.6%)	14 (43.8%)	12 (37.5%)	1 (3.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	103 (76.3%)	13 (12.6%)	49 (47.6%)	39 (37.9%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	84 (23.6%)	10 (11.9%)	56 (66.7%)	16 (19.0%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	272 (76.4%)	15 (5.5%)	137 (50.4%)	97 (35.7%)	10 (3.7%)	7 (2.6%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
合計	男性職員	305 (27.9%)	40 (13.1%)	199 (65.2%)	54 (17.7%)	9 (3.0%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	790 (72.1%)	49 (6.2%)	433 (54.8%)	249 (31.5%)	38 (4.8%)	11 (1.4%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
	計	1,095 (100.0%)	89 (8.1%)	632 (57.7%)	303 (27.7%)	47 (4.3%)	13 (1.2%)	10 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

(単位：人)

団体区分	区分	介護時間 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
都道府県	男性職員	189 (31.3%)	105 (55.6%)	38 (20.1%)	9 (4.8%)	25 (13.2%)	1 (0.5%)	11 (5.8%)
	女性職員	415 (68.7%)	241 (58.1%)	119 (28.7%)	11 (2.7%)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	36 (8.7%)
指定都市	男性職員	32 (23.7%)	20 (62.5%)	9 (28.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.1%)	2 (6.3%)
	女性職員	103 (76.3%)	54 (52.4%)	27 (26.2%)	3 (2.9%)	2 (1.9%)	3 (2.9%)	14 (13.6%)
市区町村	男性職員	84 (23.6%)	60 (71.4%)	14 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	8 (9.5%)
	女性職員	272 (76.4%)	119 (43.8%)	85 (31.3%)	7 (2.6%)	3 (1.1%)	5 (1.8%)	53 (19.5%)
合計	男性職員	305 (27.9%)	185 (60.7%)	61 (20.0%)	9 (3.0%)	25 (8.2%)	4 (1.3%)	21 (6.9%)
	女性職員	790 (72.1%)	414 (52.4%)	231 (29.2%)	21 (2.7%)	11 (1.4%)	10 (1.3%)	103 (13.0%)
	計	1,095 (100.0%)	599 (54.7%)	292 (26.7%)	30 (2.7%)	36 (3.3%)	14 (1.3%)	124 (11.3%)

(注1) 介護時間取得者数は、令和6年度中に介護時間を取り得開始した職員数である。

(注2) 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の()は、「介護時間取得者数」に占める割合である

(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

(注3) 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの()は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

(注4) 「介護時間取得者数」の合計欄の()は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

表5 育児休業等の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和7年4月1日現在）

(単位：団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	- -	- -	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)
合計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,672 (99.8%)	4 (0.2%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	444 (100.0%)	0 (0.0%)	1,769 (99.8%)	3 (0.2%)

2 部分休業制度の制定状況（令和7年4月1日現在）

(単位：団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,606 (99.8%)	4 (0.2%)	- -	- -	423 (100.0%)	0 (0.0%)	1,702 (99.8%)	3 (0.2%)
合計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,672 (99.8%)	4 (0.2%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	444 (100.0%)	0 (0.0%)	1,769 (99.8%)	3 (0.2%)

3 育児短時間勤務制度の制定状況（令和7年4月1日現在）

(単位：団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	- -	- -	18 (90.0%)	2 (10.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,615 (93.8%)	106 (6.2%)	1,505 (93.5%)	105 (6.5%)	- -	- -	391 (92.4%)	32 (7.6%)	1,596 (93.6%)	109 (6.4%)
合計	1,788 (100%)	1,680 (94.0%)	108 (6.0%)	1,569 (93.6%)	107 (6.4%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	410 (92.3%)	34 (7.7%)	1,662 (93.8%)	110 (6.2%)

(注) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

表6 育児休業の取得状況(令和6年度)

1 育児休業の取得者数等(全部門合計)
(1) 令和6年度に新たに取得した育児休業

		令和6年度中に 新たに育児休業 等が取得可能とな った職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間				
都道府県	指定都市				1月以下	3月以下	6月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下
男性職員	男性職員	31,535	17,707	56.2% (47.9%)	8,490 (24.3%)	4,300 (12.3%)	2,178 (5.5%)	969 (8.4%)	1,483 (1.4%)
	女性職員	22,362	22,604	101.1% (0.6%)	131 (0.9%)	203 (2.4%)	547 (6.4%)	1,448 (21.2%)	4,791 (21.2%)
女性職員	男性職員	7,862	4,888	62.2% (39.9%)	1,952 (26.1%)	1,276 (15.0%)	735 (6.8%)	330 (9.4%)	458 (2.6%)
	女性職員	6,937	6,919	99.7% (0.4%)	26 (0.3%)	20 (2.4%)	164 (7.0%)	484 (21.9%)	1,514 (39.7%)
男性職員	男性職員	18,467	11,268	61.0% (46.2%)	5,210 (28.5%)	3,213 (13.5%)	1,517 (4.2%)	475 (5.8%)	648 (1.5%)
	女性職員	15,966	15,993	100.2% (0.3%)	52 (0.9%)	141 (2.3%)	372 (5.5%)	886 (31.2%)	1,69 (30.1%)
女性職員	男性職員	57,864	33,863	58.5% (46.2%)	15,652 (26.0%)	8,789 (13.1%)	4,430 (5.2%)	1,774 (7.6%)	2,589 (1.6%)
	女性職員	45,265	45,516	100.6% (0.5%)	209 (0.8%)	364 (2.4%)	1,083 (6.2%)	2,818 (24.8%)	11,297 (35.0%)
【参考】		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下		1ヶ月以上	
1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		1,136 (3.4%)		2,185 (6.5%)		12,331 (36.4%)			

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業承認期間」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 「【参考】1月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（ ）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6 育児休業の取得状況(令和6年度)

(2) 令和6年度に新たに取得した育児休業の内訳

		令和6年度に新たに取得した育児休業(1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了するもの。)				令和6年度に新たに取得した育児休業(1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。)					
		育児休業 取得者数		育児休業 承認期間		育児休業 承認期間		育児休業 承認期間		育児休業 承認期間	
		合計	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1ヶ月以下	1ヶ月超 57日以下	合計	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1ヶ月以下	1ヶ月超
都道府県	男性職員	17,707	6,812 (38.5%)	369 (5.4%)	871 (12.8%)	4,401 (64.6%)	1,171 (17.2%)	10,895 (61.5%)	229 (2.1%)	399 (3.7%)	2,221 (20.4%)
	女性職員	22,604	(0.04%)	9	1	4	2	22,595 (99.96%)	15 (0.1%)	41 (0.2%)	68 (0.3%)
指定都市	男性職員	4,888	1,603 (32.8%)	109 (6.8%)	210 (13.1%)	990 (61.8%)	294 (18.3%)	3,285 (67.2%)	51 (1.6%)	95 (2.9%)	497 (15.1%)
	女性職員	6,919	(0.1%)	10	0	1	5	4 (50.0%)	6,909 (40.0%)	0 (99.9%)	5 (0.1%)
市区町村	男性職員	11,268	4,331 (38.4%)	271 (6.3%)	417 (9.6%)	2,850 (65.8%)	793 (18.3%)	6,937 (61.6%)	107 (1.5%)	193 (2.8%)	1,372 (19.8%)
	女性職員	15,993	(0.03%)	5	0	0	1	4 (0.00%)	15,988 (80.0%)	8 (100.0%)	9 (0.05%)
合計		33,863	12,746 (37.6%)	749 (5.9%)	1,498 (11.8%)	8,241 (64.7%)	2,258 (17.7%)	21,117 (62.4%)	387 (1.8%)	687 (3.3%)	4,090 (19.4%)
合計		45,516	24 (0.1%)	1	5 (4.2%)	8 (20.8%)	10 (33.3%)	45,492 (41.7%)	23 (99.9%)	55 (0.1%)	45,297 (0.3%)

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業承認期間」 「合計」 の()は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合 (端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

(注3) 「育児休業承認期間」 各期間の()は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表6 育児休業の取得状況(令和6年度)

(3) 令和6年度に再度取得した育児休業

		再び育児休業を取得したもの (条例で定める特別の事情による再度の取得を除く)						条例で定める 特別の事情による再度の 取得	
		合計	1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	1,263	828 (65.6%)	210 (16.6%)	110 (8.7%)	50 (4.0%)	48 (3.8%)	11 (0.9%)	6 (0.5%)
	女性職員	320	66 (20.6%)	33 (10.3%)	52 (16.3%)	44 (13.8%)	81 (25.3%)	41 (12.8%)	3 (0.9%)
指定都市	男性職員	549	330 (60.1%)	107 (19.5%)	61 (11.1%)	18 (3.3%)	25 (4.6%)	6 (1.1%)	2 (0.4%)
	女性職員	123	20 (16.3%)	12 (9.8%)	24 (19.5%)	19 (15.4%)	35 (28.5%)	13 (10.6%)	0 (0.0%)
市 区 町 村	男性職員	1,500	950 (63.3%)	288 (19.2%)	153 (10.2%)	42 (2.8%)	52 (3.5%)	10 (0.7%)	5 (0.3%)
	女性職員	176	29 (16.5%)	21 (11.9%)	43 (24.4%)	30 (13.1%)	28 (17.0%)	2 (15.9%)	181 (1.1%)
合 計		男性職員 619	3,312 (63.6%)	2,108 (18.3%)	605 (9.8%)	324 (3.3%)	110 (3.8%)	125 (0.8%)	139 (0.4%)
		女性職員 619	115 (18.6%)	66 (10.7%)	119 (19.2%)	86 (13.9%)	146 (23.6%)	82 (13.2%)	5 (0.8%)

(注) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「合計」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表6－1 育児休業の取得状況(令和6年度・一般行政部門)

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業(一般行政部門) (単位：人)

		令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
都道府県	市区町村				1月以下	3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	
男性職員	4,847	4,185	86.3%	1,774 (42.4%)	1,065 (25.4%)	654 (15.6%)	235 (5.6%)	373 (8.9%)	72 (1.7%)	12 (0.3%)	
	女性職員	2,823	2,874	101.8%	32 (1.1%)	27 (0.9%)	76 (2.6%)	269 (9.4%)	953 (33.2%)	1,048 (36.5%)	469 (16.3%)
女性職員	2,416	2,064	85.4%	775 (37.5%)	559 (27.1%)	329 (15.9%)	137 (6.6%)	191 (9.3%)	68 (3.3%)	5 (0.2%)	
	男性職員	2,580	2,565	99.4%	7 (0.3%)	5 (0.2%)	51 (2.0%)	194 (7.6%)	657 (25.6%)	978 (38.1%)	673 (26.2%)
女性職員	11,649	7,936	68.1%	3,407 (42.9%)	2,259 (28.5%)	1,196 (15.1%)	379 (4.8%)	523 (6.6%)	138 (1.7%)	34 (0.4%)	
	男性職員	11,308	11,330	100.2%	27 (0.2%)	88 (0.8%)	249 (2.2%)	608 (5.4%)	3,421 (30.2%)	3,383 (31.4%)	3,383 (29.9%)
合計	男性職員	18,912	14,185	75.0%	5,956 (42.0%)	3,883 (27.4%)	2,179 (15.4%)	751 (5.3%)	1,087 (7.7%)	278 (2.0%)	51 (0.4%)
	女性職員	16,711	16,769	100.3%	66 (0.4%)	120 (0.7%)	376 (2.2%)	1,071 (6.4%)	5,031 (30.0%)	5,580 (33.3%)	4,525 (27.0%)
【参考】 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下		626 (4.4%)	4,395 (31.0%)		

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

(注4) 「【参考】1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

(注5) 「【参考】1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」については、令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員で年度中に同一の子について2回以上育児休業をした期間がある場合は、当該期間を合算した上で計上(月数計算は育児休業取得日数を30で除し小数点第2位で四捨五入した値で計上)。そのため、上段表の育児休業の承認期間(1ヶ月以下)の人数とは一致しない。

表6－2 育児休業の取得状況(令和6年度・公営企業等)

○ 令和6年度中に新たに取得了した育児休業(公営企業等)

(単位：人)

		育児休業の取得状況(令和6年度・公営企業等)					
		育児休業(公営企業等)					
		育児休業の取得状況(令和6年度中に新たに取得了した職員数)					
		令和6年度中に 新たに育児休業等 が取得了した職員数	育児休業 取得率	1月以下 3月以下	1月超 3月超	3月以下 6月以下	育児休業 承認期間
都道府県	男性職員	1,097	773	70.5%	294	231	129
	女性職員	1,755	1,750	99.7%	(38.0%)	(29.9%)	(16.7%)
指定都市	男性職員	721	585	81.1%	263	146	99
	女性職員	478	482	100.8%	(45.0%)	(25.0%)	(16.9%)
市区町村	男性職員	2,319	1,299	56.0%	604	416	155
	女性職員	3,100	3,102	100.1%	(46.5%)	(32.0%)	(11.9%)
合 計	男性職員	4,137	2,657	64.2%	1,161	793	383
	女性職員	5,333	5,334	100.0%	(43.7%)	(29.8%)	(14.4%)
【参考】		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下	
1ヶ月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		84 (3.2%)		134 (5.0%)		943 (35.5%)	

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。
「【参考】1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業(警察部門)

(単位：人)

						育児休業承認期間	
						9月超 12月以下	12月超 24月以下
				1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下
都道府県	男性職員	10,920	6,990	64.0%	4,832 (69.1%)	1,706 (24.4%)	285 (4.1%)
	女性職員	2,131	2,152	101.0%	3 (0.1%)	7 (0.3%)	44 (2.0%)
指定都市	男性職員						
	女性職員						
市区町村	男性職員						
	女性職員						
合 計	男性職員	10,920	6,990	64.0%	4,832 (69.1%)	1,706 (24.4%)	285 (4.1%)
	女性職員	2,131	2,152	101.0%	3 (0.1%)	7 (0.3%)	44 (2.0%)
【参考】		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下	
1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		290 (4.1%)		754 (10.8%)		3,788 (54.2%)	

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 【参考】1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）の（ ）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業(消防部門)

(単位：人)

		育児休業の取得状況(令和6年度・消防部門)							
		育児休業(消防部門)							
都道府県	令和6年度中に新たに育児等が取得可能な職員数	育児休業取得者数		育児休業取得率		育児休業		育児休業承認期間	
		1月以下	3月以下	1月超	3月超	6月以下	9月以下	12月以下	24月超
指定都市	男性職員	567	388	68.4%	118 (30.4%)	126 (32.5%)	81 (20.9%)	30 (7.7%)	28 (7.2%)
	女性職員	56	63	112.5%	1 (1.6%)	1 (1.6%)	4 (6.3%)	5 (7.9%)	4 (6.3%)
市區町村	男性職員	1,627	873	53.7%	505 (57.8%)	267 (30.6%)	67 (7.7%)	10 (1.1%)	19 (2.2%)
	女性職員	54	54	100.0%	0 (0.0%)	0 (1.9%)	1 (5.6%)	3 (3.7%)	2 (40.7%)
合 計	男性職員	3,383	1,366	40.4%	906 (66.3%)	342 (25.0%)	78 (5.7%)	16 (1.2%)	17 (1.2%)
	女性職員	112	112	100.0%	1 (0.9%)	3 (2.7%)	5 (4.5%)	10 (8.9%)	7 (39.3%)
【参考】 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下		1,254 (47.7%)	
105 (4.0%)		170 (6.5%)							

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 【参考】1月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）の（ ）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業(教育委員会)

(単位：人)

		育児休業の取得状況(令和6年度・教育委員会)					
		育児休業(教育委員会)					
都道府県	指定都市	市区町村	令和6年度中に新たに育児等が取得可能な職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業	育児休業承認期間
			1月以下	3月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下
男性職員	14,102	5,371	38.1%	1,472	1,172 (27.4%)	1,029 (19.2%)	599 (11.2%)
女性職員	15,597	15,765	101.1%	92	159 (0.6%)	383 (1.0%)	982 (2.4%)
男性職員	3,098	1,366	44.1%	409	304 (29.9%)	240 (22.3%)	148 (17.6%)
女性職員	3,825	3,818	99.8%	4	6 (0.1%)	79 (0.2%)	79 (2.1%)
男性職員	1,116	667	59.8%	293	196 (43.9%)	88 (29.4%)	33 (13.2%)
女性職員	1,446	1,449	100.2%	4	15 (0.3%)	31 (1.0%)	74 (2.1%)
合 計				2,174	1,672 (29.4%)	1,357 (22.6%)	780 (18.3%)
【参考】		1週間未満	1週間以上	2週間未満	1週間以上	2週間以上	1月以下
1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		176 (2.4%)		340 (4.6%)		1,658 (22.4%)	202 (0.3%)

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

(注4) 【参考】1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表6-6 育児休業の取得状況(令和6年度) 都道府県団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	55.7%	99.8%	69.8%	100.0%	22.2%	100.0%	83.4%	94.9%			31.9%	100.9%
青森県	55.7%	99.5%	74.1%	97.8%	40.9%	100.0%	89.3%	100.0%			25.4%	100.0%
岩手県	64.2%	99.7%	98.6%	100.0%	45.0%	100.0%	88.1%	100.0%			37.6%	99.2%
宮城県	57.3%	100.0%	98.7%	100.0%	100.0%	-	50.8%	100.0%			48.0%	100.0%
秋田県	66.4%	100.0%	82.3%	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	100.0%			32.5%	100.0%
山形県	65.5%	98.9%	88.1%	100.0%	56.5%	96.1%	76.0%	104.8%			47.4%	98.7%
福島県	71.8%	100.4%	106.9%	100.0%	100.0%	100.0%	105.1%	100.0%			22.0%	100.5%
茨城県	28.0%	99.6%	72.9%	100.0%	29.4%	93.9%	26.2%	100.0%			18.8%	100.0%
栃木県	60.9%	100.0%	101.0%	100.0%	100.0%	-	73.5%	100.0%			37.5%	100.0%
群馬県	53.9%	100.5%	90.9%	100.0%	55.0%	105.3%	67.7%	100.0%			33.8%	100.0%
埼玉県	57.8%	101.7%	82.9%	99.0%	162.5%	-	84.3%	100.0%			38.4%	102.3%
千葉県	56.4%	99.3%	88.6%	98.9%	87.8%	100.0%	73.6%	100.0%			34.4%	99.2%
東京都	59.3%	105.1%	99.1%	112.0%	100.4%	104.2%	25.3%	116.9%	68.4%	112.5%	75.5%	100.7%
神奈川県	62.7%	99.9%	84.6%	101.0%	84.6%	100.0%	76.8%	99.2%			41.7%	99.8%
新潟県	53.6%	100.0%	101.4%	100.0%	69.2%	100.0%	53.6%	100.0%			34.9%	100.0%
富山県	57.4%	100.0%	73.0%	100.0%	66.7%	100.0%	80.9%	100.0%			37.8%	100.0%
石川県	69.2%	100.0%	82.7%	100.0%	65.0%	100.0%	93.5%	100.0%			48.9%	100.0%
福井県	73.4%	100.0%	104.0%	100.0%	93.8%	100.0%	67.3%	100.0%			60.0%	100.0%
山梨県	62.9%	98.4%	112.5%	100.0%	66.7%	-	68.1%	100.0%			27.2%	98.1%
長野県	54.0%	101.0%	94.5%	98.2%	50.0%	-	52.7%	100.0%			39.7%	101.7%
岐阜県	47.7%	100.0%	94.4%	100.0%	60.0%	-	73.7%	100.0%			24.7%	100.0%
静岡県	49.3%	100.3%	82.5%	100.0%	62.5%	100.0%	57.3%	100.0%			32.4%	100.5%
愛知県	63.5%	103.5%	93.0%	100.0%	56.1%	100.0%	94.7%	96.4%			39.7%	104.8%
三重県	48.3%	99.7%	94.8%	100.0%	50.0%	50.0%	56.6%	100.0%			30.2%	100.0%
滋賀県	61.9%	100.0%	89.7%	100.0%	38.5%	100.0%	47.4%	100.0%			61.4%	100.0%
京都府	56.3%	100.0%	91.1%	100.0%	-	100.0%	52.0%	100.0%			46.0%	100.0%
大阪府	54.5%	108.2%	62.4%	114.0%			58.6%	98.4%			49.1%	109.2%
兵庫県	46.1%	99.2%	90.7%	100.0%	50.0%	99.7%	56.4%	100.0%			28.8%	98.9%
奈良県	62.4%	99.7%	67.4%	97.9%	100.0%	-	96.2%	100.0%			41.2%	100.0%
和歌山県	43.1%	101.0%	75.4%	100.0%	-	-	52.2%	111.1%			29.5%	100.0%
鳥取県	69.5%	100.0%	91.2%	100.0%	91.3%	100.0%	91.0%	100.0%			33.0%	100.0%
島根県	58.2%	100.0%	60.0%	100.0%	75.0%	100.0%	90.2%	100.0%			36.2%	100.0%
岡山県	63.3%	100.0%	78.3%	100.0%	100.0%	-	90.2%	100.0%			31.2%	100.0%
広島県	53.8%	101.2%	93.3%	100.0%	61.9%	100.0%	54.8%	100.0%			43.2%	101.6%
山口県	73.6%	100.0%	100.0%	100.0%	114.3%	-	97.3%	100.0%			38.2%	100.0%
徳島県	38.2%	99.6%	75.4%	100.0%	39.3%	100.0%	33.8%	100.0%			22.4%	99.3%
香川県	58.1%	100.0%	91.3%	100.0%	45.5%	100.0%	59.6%	100.0%			43.8%	100.0%
愛媛県	60.0%	99.7%	108.1%	100.0%	63.0%	98.3%	74.5%	100.0%			34.7%	100.0%
高知県	73.0%	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	96.3%	100.0%			45.0%	100.0%
福岡県	46.6%	100.5%	76.9%	102.7%	100.0%	100.0%	48.8%	100.0%			35.8%	100.2%
佐賀県	50.0%	100.4%	83.3%	100.0%	100.0%	-	57.7%	100.0%			26.6%	100.6%
長崎県	71.4%	100.0%	69.6%	100.0%	50.0%	-	89.6%	100.0%			35.8%	100.0%
熊本県	43.3%	100.0%	58.4%	100.0%	100.0%	100.0%	60.7%	100.0%			22.4%	100.0%
大分県	51.9%	100.0%	92.5%	100.0%	66.7%	100.0%	51.5%	100.0%			29.1%	100.0%
宮崎県	58.7%	98.0%	63.5%	100.0%	63.3%	95.8%	88.4%	100.0%			34.4%	98.1%
鹿児島県	46.1%	99.7%	80.0%	97.7%	70.6%	100.0%	57.5%	100.0%			22.2%	100.0%
沖縄県	54.5%	100.0%	84.3%	100.0%	64.8%	100.0%	57.4%	100.0%			40.7%	100.0%
合計	56.2%	101.1%	86.3%	101.8%	70.5%	99.7%	64.0%	101.0%	68.4%	112.5%	38.1%	101.1%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「-」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-7 育児休業の取得状況(令和6年度) 指定都市団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員								
札幌市	75.2%	100.0%	94.3%	100.0%	97.3%	100.0%	67.8%	100.0%	53.0%	100.0%
仙台市	58.3%	100.4%	81.0%	100.9%	75.9%	100.0%	28.0%	100.0%	46.7%	100.0%
さいたま市	63.5%	99.5%	91.2%	100.0%	56.8%	100.0%	56.7%	100.0%	43.3%	98.9%
千葉市	62.3%	100.0%	92.8%	100.0%	52.9%	100.0%	77.4%	100.0%	40.3%	100.0%
横浜市	58.9%	99.8%	86.6%	99.7%	74.2%	100.0%	67.3%	100.0%	29.0%	99.8%
川崎市	71.8%	100.3%	97.5%	99.0%	84.4%	100.0%	64.9%	100.0%	51.0%	101.1%
相模原市	47.3%	98.8%	80.0%	100.0%	0.0%	100.0%	42.4%	66.7%	25.9%	98.9%
新潟市	59.8%	100.8%	61.8%	100.0%	90.9%	100.0%	58.5%	—	46.3%	101.2%
静岡市	57.9%	99.5%	78.9%	98.9%	62.5%	100.0%	45.0%	100.0%	46.4%	100.0%
浜松市	41.8%	100.0%	87.0%	100.0%	37.5%	—	56.4%	100.0%	10.7%	100.0%
名古屋市	60.3%	100.0%	77.8%	100.0%	89.6%	100.0%	50.3%	—	38.6%	100.0%
京都市	62.1%	101.7%	85.7%	100.0%	75.3%	220.0%	72.2%	100.0%	35.1%	100.0%
大阪市	36.8%	97.9%	71.9%	94.8%	42.9%	100.0%	14.8%	100.0%	35.4%	99.2%
堺市	76.4%	97.4%	97.4%	97.5%	100.0%	50.0%	56.9%	100.0%	71.4%	98.0%
神戸市	68.1%	99.4%	84.8%	100.0%	85.3%	92.3%	80.9%	100.0%	47.1%	99.2%
岡山市	79.9%	100.0%	90.6%	100.0%	83.3%	100.0%	90.5%	100.0%	60.0%	100.0%
広島市	52.0%	100.0%	69.3%	100.0%	95.8%	100.0%	25.9%	100.0%	41.1%	100.0%
北九州市	56.8%	100.0%	74.1%	100.0%	90.0%	100.0%	53.3%	100.0%	46.2%	100.0%
福岡市	103.0%	99.5%	103.2%	98.5%	103.1%	100.0%	107.4%	100.0%	101.0%	100.0%
熊本市	53.9%	100.6%	95.5%	98.1%	76.5%	100.0%	24.0%	—	25.6%	102.1%
合計	62.2%	99.7%	85.4%	99.4%	81.1%	100.8%	53.7%	100.0%	44.1%	99.8%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「—」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表6-8 育児休業等の取得状況(令和6年度) 市区町村団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	46.1%	100.0%	50.4%	100.0%	41.8%	99.1%	39.9%	100.0%	38.6%	106.1%
青森県	56.7%	100.0%	65.4%	100.0%	46.0%	100.0%	16.7%	-	33.3%	100.0%
岩手県	55.6%	101.3%	56.2%	101.6%	52.2%	100.0%	31.8%	100.0%	80.0%	100.0%
宮城県	56.2%	102.3%	55.6%	102.4%	59.2%	102.5%	40.0%	-	100.0%	100.0%
秋田県	56.9%	99.3%	72.6%	100.0%	55.9%	97.9%	18.5%	100.0%	100.0%	100.0%
山形県	55.2%	102.8%	66.9%	103.2%	40.0%	102.9%	41.7%	100.0%	40.0%	100.0%
福島県	61.0%	99.6%	61.6%	99.5%	55.3%	100.0%	68.8%	100.0%	50.0%	100.0%
茨城県	62.1%	99.7%	68.5%	99.3%	78.3%	105.6%	37.2%	-	80.6%	100.0%
栃木県	63.3%	100.0%	77.2%	100.0%	81.8%	100.0%	20.5%	100.0%	65.0%	100.0%
群馬県	58.9%	100.0%	71.0%	100.0%	46.2%	100.0%	23.4%	100.0%	42.1%	100.0%
埼玉県	69.6%	99.9%	76.4%	99.8%	68.7%	100.0%	37.1%	100.0%	67.1%	100.0%
千葉県	69.2%	102.1%	81.2%	102.2%	87.0%	102.0%	45.0%	114.3%	47.6%	100.0%
東京都	81.1%	100.0%	82.8%	100.3%	72.5%	100.0%	33.3%	-	81.4%	97.4%
東京都(区)	82.1%	99.9%	82.0%	99.9%	100.0%	100.0%			80.9%	100.0%
神奈川県	63.8%	99.8%	70.2%	100.0%	50.0%	99.2%	61.7%	100.0%	52.9%	100.0%
新潟県	62.8%	100.9%	82.3%	100.6%	47.6%	100.0%	40.0%	100.0%	52.9%	102.4%
富山県	54.0%	99.7%	66.3%	99.5%	42.6%	100.0%	30.2%	100.0%	92.9%	100.0%
石川県	60.9%	99.1%	64.4%	100.0%	70.3%	97.4%	53.8%	100.0%	50.0%	100.0%
福井県	72.1%	100.0%	74.0%	100.0%	90.0%	100.0%	55.6%	100.0%	80.0%	100.0%
山梨県	40.6%	102.0%	47.2%	102.1%	39.3%	102.2%	5.3%	-	42.9%	100.0%
長野県	52.7%	99.1%	54.6%	99.0%	50.7%	100.0%	36.0%	100.0%	56.0%	98.6%
岐阜県	54.6%	101.6%	67.2%	102.2%	46.5%	100.8%	30.8%	100.0%	61.5%	100.0%
静岡県	60.5%	100.0%	63.4%	100.0%	64.1%	100.0%	42.9%	100.0%	48.0%	100.0%
愛知県	72.4%	99.7%	80.6%	99.9%	65.3%	99.1%	61.4%	100.0%	62.0%	100.0%
三重県	57.5%	99.4%	65.8%	98.0%	59.1%	103.8%	42.6%	100.0%	50.0%	100.0%
滋賀県	63.9%	100.3%	75.2%	100.5%	52.5%	100.0%	23.3%	-	38.1%	100.0%
京都府	59.8%	100.0%	65.1%	100.0%	73.1%	100.0%	32.0%	-	72.7%	100.0%
大阪府	63.7%	100.4%	74.6%	100.0%	61.4%	100.7%	39.9%	100.0%	56.0%	102.4%
兵庫県	63.3%	101.0%	77.3%	101.6%	55.9%	99.3%	36.4%	100.0%	58.3%	101.1%
奈良県	56.6%	100.0%	64.4%	100.0%	50.0%	100.0%	13.6%	100.0%	47.4%	100.0%
和歌山県	43.6%	100.0%	51.8%	100.0%	40.0%	100.0%	24.1%	100.0%	47.4%	100.0%
鳥取県	65.2%	95.8%	67.0%	94.4%	52.4%	100.0%	-	-	83.3%	100.0%
島根県	54.2%	100.6%	58.3%	101.0%	53.8%	100.0%	42.2%	-	57.1%	100.0%
岡山県	60.5%	101.3%	68.5%	101.4%	50.0%	102.6%	50.8%	100.0%	44.4%	100.0%
広島県	52.1%	98.7%	60.1%	98.1%	58.2%	100.0%	28.4%	100.0%	46.7%	100.0%
山口県	69.5%	100.0%	83.0%	100.6%	53.8%	97.4%	34.0%	100.0%	85.7%	100.0%
徳島県	44.7%	101.4%	56.6%	102.0%	50.0%	100.0%	15.0%	-	33.3%	100.0%
香川県	49.5%	100.0%	52.2%	100.0%	69.0%	100.0%	22.5%	-	66.7%	100.0%
愛媛県	62.7%	101.6%	69.0%	102.0%	61.3%	100.0%	52.3%	100.0%	50.0%	100.0%
高知県	64.9%	98.3%	68.8%	98.4%	50.0%	100.0%	62.9%	-	59.1%	96.7%
福岡県	61.4%	101.1%	64.3%	101.2%	53.8%	100.0%	45.5%	100.0%	57.1%	100.0%
佐賀県	65.5%	100.0%	73.3%	100.0%	45.5%	100.0%	25.0%	100.0%	44.4%	100.0%
長崎県	40.9%	100.7%	44.9%	100.8%	30.0%	100.0%	38.2%	100.0%	22.2%	100.0%
熊本県	44.9%	99.0%	44.3%	99.3%	41.5%	98.0%	33.3%	-	69.2%	100.0%
大分県	44.7%	100.0%	59.4%	100.0%	31.3%	100.0%	20.6%	100.0%	50.0%	100.0%
宮崎県	37.9%	99.3%	44.9%	99.2%	45.0%	100.0%	13.5%	100.0%	50.0%	100.0%
鹿児島県	52.4%	98.7%	47.4%	98.8%	62.7%	100.0%	69.0%	50.0%	38.9%	100.0%
沖縄県	59.2%	100.8%	56.8%	100.9%	69.2%	100.0%	54.5%	100.0%	84.0%	100.0%
合計	61.0%	100.2%	68.1%	100.2%	56.0%	100.1%	40.4%	100.0%	59.8%	100.2%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「-」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

○ 育児短時間勤務の取得状況(令和6年度)

(単位：人)

		育児短時間勤務			育児短時間勤務承認期間		
		3月以下		3月超6月以下		6月超9月以下	
		育児短時間勤務 取得者数				育児短時間勤務承認期間	
都道府県	男性職員	278	(100.0%)	69	(24.8%)	38	17 (6.1%)
	女性職員	3,484	(100.0%)	288	(8.3%)	252	263 (7.5%)
指定都市	男性職員	78	(100.0%)	28	(35.9%)	9	9 (11.5%)
	女性職員	1,506	(100.0%)	110	(7.3%)	105	80 (7.0%)
市区町村	男性職員	62	(100.0%)	22	(35.5%)	13	8 (21.0%)
	女性職員	1,558	(100.0%)	221	(14.2%)	191	137 (12.3%)
合計	男性職員	418	(100.0%)	119	(28.5%)	60	34 (14.4%)
	女性職員	6,548	(100.0%)	619	(9.5%)	548	480 (8.4%)

(注1) 「育児短時間勤務取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。
 (注2) 「育児短時間勤務承認期間」の（ ）は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。）である。

表8 部分休業の取得状況(令和6年度)

○ 部分休業の取得者数等(全部門合計)

		部分休業の取得者数等(全部門合計)				
		部 分 休 業 承 認 期 間				
		1年以下	2年以下	3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下
都道府県	男性職員	1,245 (100.0%)	1,125 (90.4%)	83 (6.7%)	11 (0.9%)	13 (1.0%)
	女性職員	10,521 (100.0%)	8,703 (82.7%)	765 (7.3%)	212 (2.0%)	328 (3.1%)
指定都市	男性職員	435 (100.0%)	365 (83.9%)	48 (11.0%)	3 (0.7%)	5 (1.1%)
	女性職員	3,376 (100.0%)	2,628 (77.8%)	310 (9.2%)	59 (1.7%)	101 (3.0%)
市 区 町 村	男性職員	1,061 (100.0%)	806 (76.0%)	93 (8.8%)	20 (1.9%)	40 (3.8%)
	女性職員	11,205 (100.0%)	7,439 (66.4%)	967 (8.6%)	376 (3.4%)	712 (6.4%)
合 計	男性職員	2,741 (100.0%)	2,296 (83.8%)	224 (8.2%)	34 (1.2%)	58 (2.1%)
	女性職員	25,102 (100.0%)	18,770 (74.8%)	2,042 (8.1%)	647 (2.6%)	1,141 (4.5%)

(注1) 「部分休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。
 (注2) 「部分休業承認期間」の()は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表9 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況（令和6年度）

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数 (単位：人)

	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能なことになった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数
都道府県	31,535 (100.0%)	26,927 (85.4%)	23,286 (73.8%)	28,347 (89.9%)	17,102 (54.2%)
指定都市	7,861 (100.0%)	6,346 (80.7%)	5,344 (68.0%)	6,793 (86.4%)	4,138 (52.6%)
市区町村	18,467 (100.0%)	13,877 (75.1%)	10,387 (56.2%)	14,897 (80.7%)	8,271 (44.8%)
合計	57,863 (100.0%)	47,150 (81.5%)	39,017 (67.4%)	50,037 (86.5%)	29,511 (51.0%)

(注1) () は、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

(注2) 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となつた男性職員数」には、いづれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となつた男性職員数」を含む。

(注3) 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。

(注4) 「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するため5日の範囲内で与えられる特別休暇。

(注5) 各男性職員数は全部門（一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会）の合計。

表9－1 配偶者出産休暇等の取得状況(令和6年度) 都道府県団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	90.5%	75.1%	93.6%	65.1%
青森県	85.8%	62.8%	88.3%	49.3%
岩手県	84.3%	63.1%	88.4%	60.2%
宮城県	83.1%	64.6%	86.9%	46.7%
秋田県	80.6%	60.4%	87.1%	45.6%
山形県	94.0%	72.2%	96.8%	59.1%
福島県	90.8%	77.8%	93.5%	65.3%
茨城県	93.1%	76.6%	97.1%	78.4%
栃木県	85.8%	60.1%	87.6%	57.1%
群馬県	89.3%	70.9%	93.5%	55.4%
埼玉県	72.5%	66.4%	84.6%	50.6%
千葉県	88.6%	88.6%	88.6%	51.5%
東京都	91.4%	97.7%	97.7%	45.6%
神奈川県	85.2%	76.7%	89.7%	64.1%
新潟県	81.1%	43.4%	84.5%	33.0%
富山県	84.9%	75.1%	90.5%	58.5%
石川県	83.6%	62.3%	87.5%	42.2%
福井県	89.7%	80.5%	94.3%	56.4%
山梨県	87.6%	75.6%	90.8%	64.7%
長野県	80.5%	71.2%	84.6%	59.7%
岐阜県	82.7%	67.6%	84.6%	46.1%
静岡県	86.6%	68.9%	92.0%	52.6%
愛知県	84.0%	70.7%	88.6%	53.4%
三重県	68.3%	68.3%	84.5%	53.4%
滋賀県	80.7%	57.8%	85.4%	43.2%
京都府	91.9%	72.7%	94.2%	66.2%
大阪府	86.2%	78.1%	89.6%	61.4%
兵庫県	94.6%	73.5%	98.1%	47.7%
奈良県	73.8%	57.8%	82.8%	42.2%
和歌山県	87.3%	71.2%	96.1%	48.6%
鳥取県	90.3%	74.3%	97.4%	58.0%
島根県	88.4%	77.4%	93.3%	59.1%
岡山県	90.2%	90.2%	90.2%	41.4%
広島県	88.3%	72.3%	91.5%	60.6%
山口県	93.3%	69.4%	95.5%	45.9%
徳島県	82.2%	58.2%	88.8%	39.1%
香川県	83.2%	60.2%	89.4%	44.5%
愛媛県	85.2%	69.9%	87.7%	56.0%
高知県	85.1%	74.7%	90.2%	62.8%
福岡県	92.3%	80.3%	93.9%	69.7%
佐賀県	72.0%	66.7%	72.0%	58.6%
長崎県	91.4%	74.0%	96.0%	56.9%
熊本県	90.0%	81.4%	91.2%	73.3%
大分県	84.4%	64.7%	88.0%	51.4%
宮崎県	91.0%	69.0%	94.8%	47.5%
鹿児島県	54.1%	52.5%	54.7%	42.8%
沖縄県	68.1%	58.8%	73.5%	44.4%
合計	85.4%	73.8%	89.9%	54.2%

(注) 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表9-2 配偶者出産休暇等の取得状況(令和6年度) 指定都市団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加の ための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための 休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
札幌市	92.5%	75.0%	95.1%	63.2%
仙台市	72.1%	59.6%	77.9%	46.2%
さいたま市	79.4%	59.5%	87.0%	62.6%
千葉市	71.7%	57.2%	77.1%	45.5%
横浜市	84.2%	67.7%	85.8%	59.5%
川崎市	87.3%	70.2%	89.4%	59.1%
相模原市	85.5%	58.9%	89.4%	50.7%
新潟市	91.8%	85.3%	100.0%	61.4%
静岡市	65.3%	58.8%	67.6%	17.1%
浜松市	85.9%	65.0%	93.8%	37.3%
名古屋市	80.6%	78.3%	90.4%	61.0%
京都市	76.8%	56.2%	80.9%	41.8%
大阪市	83.9%	75.0%	96.4%	41.3%
堺市	86.1%	77.5%	91.4%	65.9%
神戸市	64.6%	54.6%	75.5%	30.8%
岡山市	94.7%	85.6%	99.0%	81.3%
広島市	89.1%	64.6%	93.3%	65.1%
北九州市	33.8%	31.0%	42.3%	28.2%
福岡市	86.1%	86.1%	86.1%	55.8%
熊本市	82.4%	68.2%	87.8%	56.3%
合計	80.7%	68.0%	86.4%	52.6%

(注) 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表9-3 配偶者出産休暇等の取得状況(令和6年度) 市区町村団体別

○ 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加の ための休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための 休暇を合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	73.4%	48.1%	76.7%	41.2%
青森県	71.9%	51.0%	78.6%	38.1%
岩手県	70.9%	53.8%	79.5%	47.9%
宮城県	70.1%	43.8%	76.1%	32.3%
秋田県	71.6%	55.0%	81.0%	45.0%
山形県	71.3%	53.9%	74.8%	37.8%
福島県	67.0%	48.2%	73.8%	39.6%
茨城県	79.4%	54.5%	82.8%	41.5%
栃木県	84.4%	59.4%	88.0%	43.5%
群馬県	87.4%	66.6%	90.0%	53.7%
埼玉県	78.4%	62.4%	83.9%	51.4%
千葉県	83.1%	64.4%	88.4%	56.6%
東京都	78.3%	67.7%	87.0%	54.5%
東京都(区)	83.4%	71.3%	88.3%	55.6%
神奈川県	77.6%	58.3%	82.0%	51.2%
新潟県	79.4%	50.6%	83.8%	37.7%
富山県	75.3%	52.6%	81.4%	34.9%
石川県	72.1%	48.8%	80.0%	37.2%
福井県	66.0%	47.6%	70.7%	32.7%
山梨県	61.3%	48.1%	69.4%	26.9%
長野県	66.2%	53.5%	76.1%	33.0%
岐阜県	63.7%	45.8%	71.1%	30.9%
静岡県	72.5%	56.2%	77.8%	43.6%
愛知県	78.0%	61.0%	83.7%	48.4%
三重県	68.6%	58.0%	77.3%	39.3%
滋賀県	73.9%	48.2%	77.9%	40.0%
京都府	74.1%	58.3%	82.2%	41.7%
大阪府	82.8%	61.6%	85.3%	59.1%
兵庫県	64.2%	51.8%	69.9%	39.2%
奈良県	76.3%	51.3%	83.8%	49.6%
和歌山県	66.4%	42.3%	71.4%	37.8%
鳥取県	60.9%	44.3%	70.4%	22.6%
島根県	81.6%	58.5%	87.3%	43.4%
岡山県	79.1%	53.5%	82.9%	42.6%
広島県	69.7%	42.2%	75.1%	39.9%
山口県	69.1%	49.2%	79.2%	37.3%
徳島県	69.6%	49.1%	74.5%	31.7%
香川県	70.4%	63.3%	81.1%	39.8%
愛媛県	74.5%	50.2%	79.7%	36.2%
高知県	75.7%	55.7%	82.2%	49.2%
福岡県	74.5%	45.8%	80.2%	33.0%
佐賀県	79.1%	63.5%	84.5%	48.0%
長崎県	71.9%	53.9%	79.1%	39.1%
熊本県	62.4%	38.5%	68.4%	25.6%
大分県	70.5%	55.8%	72.5%	47.4%
宮崎県	80.1%	60.9%	84.2%	48.6%
鹿児島県	75.5%	59.6%	79.4%	45.5%
沖縄県	81.0%	61.5%	85.8%	58.9%
合計	75.1%	56.2%	80.7%	44.8%

(注) 「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表10 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和7年4月1日現在）

(単位：団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,706 (99.1%)	15 (0.9%)	1,568 (98.9%)	18 (1.1%)	- -	- -	413 (100.0%)	0 (0.0%)	1,685 (99.0%)	17 (1.0%)
合 計	1,788 (100%)	1,773 (99.2%)	15 (0.8%)	1,634 (98.9%)	18 (1.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	434 (100.0%)	0 (0.0%)	1,752 (99.0%)	17 (1.0%)

2 部分休業制度の制定状況（令和7年4月1日現在）

(単位：団体)

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	- -	- -	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,675 (97.3%)	46 (2.7%)	1,541 (97.2%)	45 (2.8%)	- -	- -	407 (98.5%)	6 (1.5%)	1,656 (97.3%)	46 (2.7%)
合 計	1,788 (100%)	1,742 (97.4%)	46 (2.6%)	1,607 (97.3%)	45 (2.7%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	428 (98.6%)	6 (1.4%)	1,723 (97.4%)	46 (2.6%)

3 各制度の取得状況（令和6年度） (単位：人)

区分	部分休業	介護休暇	介護時間
都道府県	107	237	101
指定都市	65	139	20
市区町村	1,210	675	117
合 計	1,382	1,051	238

(注1) ()内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

(注2) 「部分休業」の取得者数は、令和6年度中に新たに当該休業を取得した職員数である。

(注3) 「介護休暇」「介護時間」の取得者数は、令和6年度中に各休暇を取得開始した職員数である。

表11 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

1 育児休業の取得者数等(全部門合計)

(1) 令和6年度に新たに取得了した育児休業

(単位：人)

都道府県	指定都市	市町村	合 計	令和6年度中に育児休業等が取得可能な職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間			
							1月以下	3月以下	6月以下	9月以下
男性職員	男性職員	男性職員	98	28	28. 6%	15 (53. 6%)	8 (28. 6%)	1 (3. 6%)	1 (7. 1%)	2 (7. 1%)
女性職員	女性職員	女性職員	394	340	86. 3%	24 (7. 1%)	66 (19. 4%)	94 (27. 6%)	97 (28. 5%)	59 (17. 4%)
女性職員	女性職員	女性職員	317	304	95. 9%	18 (5. 9%)	51 (16. 8%)	79 (26. 0%)	84 (27. 6%)	72 (23. 7%)
男性職員	男性職員	男性職員	175	73	41. 7%	33 (45. 2%)	22 (30. 1%)	13 (17. 8%)	3 (4. 1%)	2 (2. 7%)
女性職員	女性職員	女性職員	3, 168	2, 972	93. 8%	257 (8. 6%)	542 (18. 2%)	854 (28. 7%)	694 (23. 4%)	625 (21. 0%)
合 計	合 計	合 計	3, 879	3, 616	93. 2%	55 (47. 4%)	35 (30. 2%)	16 (13. 8%)	5 (4. 3%)	5 (4. 3%)
【参考】		1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満	1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下		5 (4. 3%)	43 (37. 1%)
				7 (6. 0%)						

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業承認期間」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

(2) 令和6年度に新たに取得した育児休業の内訳
 (単位：人)

		令和6年度に新たに取得した育児休業（1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了するもの。）			令和6年度に新たに取得した育児休業（1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。）		
		育児休業 取得者数			育児休業 取得者数		
		合計	1週間未満	1週間以上 2週間未満	1週間以上 2週間以上 57日以下	1月超	合計
都道府県	男性職員	28	8 (28.6%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	6 (75.0%)	1 (12.5%)
	女性職員	340	4 (1.18%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)
指定都市	男性職員	15	4 (26.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
	女性職員	304	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (100.0%)
市区町村	男性職員	73	31 (42.5%)	2 (6.5%)	4 (12.9%)	20 (64.5%)	5 (16.1%)
	女性職員	2,972	42 (1.41%)	9 (21.43%)	2 (4.76%)	18 (42.9%)	13 (31.0%)
合 計		116	43 (37.1%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	29 (67.4%)	7 (16.3%)
合 計		3,616	47 (1.3%)	9 (19.1%)	2 (4.3%)	19 (40.4%)	17 (36.2%)

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業承認期間」「合計」の()は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注3) 「育児休業承認期間」各期間の()は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表11 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）

(3) 令和6年度に再度取得した育児休業

		新たに育児休業を取得後、再び育児休業を取得したもの (条例で定める特別の事情による再度の取得を除く)						条例で定める 特別の事情に よる再度の取得 数	昨年度から 継続取得 数
		合計	1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 6ヶ月以下	6ヶ月超 9ヶ月以下	9ヶ月超 12ヶ月以下		
都道府県	男性職員	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
	女性職員	4	1 (25.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 159
指定都市	男性職員	1	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 3
	女性職員	10	0 (0.0%)	4 (40.0%)	5 (50.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 175
市町村	男性職員	14	11 (78.6%)	3 (21.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 6
	女性職員	41	13 (31.7%)	7 (17.1%)	16 (39.0%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)	124 (0.0%)	1,498
合計		16	11 (68.8%)	5 (31.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 1
合計		55	14 (25.5%)	13 (23.6%)	22 (40.0%)	6 (10.9%)	0 (0.0%)	140 (0.0%)	1,832 1,498

(注) 「育児休業承認期間」の()は、「合計」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表11—1 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・一般行政部門）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（一般行政部門）
(単位：人)

都道府県 指定都市 市区町村 合 計	令和6年度 中に新たに 育児休業等 が取得可能 となつた 職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間			
				1ヶ月以下	3ヶ月以下	6ヶ月以下	9ヶ月以下 12ヶ月以上
男性職員	29	7	24.1%	3	2	0	1
	女性職員	181	142	78.5%	(42.9%)	(0.0%)	(14.3%) (14.3%)
男性職員	9	4	44.4%	2	1	0	29
	女性職員	193	192	99.5%	(50.0%)	(25.0%)	(20.4%) (25.0%)
男性職員	88	39	44.3%	18	12	7	1
	女性職員	2,059	1,928	93.6%	(46.2%)	(30.8%)	(2.6%) (2.6%)
男性職員	126	50	39.7%	23	15	7	1
	女性職員	2,433	2,262	93.0%	(46.0%)	(30.0%)	(6.0%) (6.0%)
【参考】 1ヶ月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)				1週間未満 2(4.0%)	1週間以上2週間未満 0(0.0%)	2週間以上1ヶ月以下 0(0.0%)	21(42.0%)

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となつた職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業承認期間」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 「（参考）1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）」の（ ）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11-2 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・公営企業等）

○ 令和6年度中に新たに取得した育児休業（公営企業等） (単位：人)

都道府県 指定都市	市区町村	合 計	令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数	育児休業取得率	育児休業承認期間			
					1ヶ月以下	1ヶ月超 3ヶ月以下	3ヶ月超 6ヶ月以下	6ヶ月超 9ヶ月以下
男性職員	47	17	36. 2%	(64. 7%)	11	5	1	0
	女性職員	139	131	94. 2%	(10. 7%)	14	21	36
男性職員	9	8	88. 9%	(50. 0%)	4	3	1	0
	女性職員	37	31	83. 8%	(3. 2%)	1	5	15
男性職員	33	12	36. 4%	(58. 3%)	7	2	1	1
	女性職員	319	297	93. 1%	(9. 4%)	28	51	81
男性職員	89	37	41. 6%	(59. 5%)	22	10	3	1
	女性職員	495	459	92. 7%	(9. 4%)	43	77	132
【参考】 1ヶ月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		5	1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1ヶ月以下	4	13	(35. 1%)
		(13. 5%)				(10. 8%)		

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の()は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。

(注4) 「(参考) 1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の()は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11—3 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・警察部門）

○ 令和6年度中に新たに取得了育児休業（警察部門）
(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間			
都道府県	指定都市			1月以下	3月以下	6月以下	9月以下
男性職員	男性職員	0	0	-	0	0	0
女性職員	女性職員	12	100.0%	0 (0.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)
男性職員	女性職員						
女性職員	男性職員						
市区町村	女性職員						
合 計	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	12	100.0%	0 (0.0%)	4 (33.3%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)
【参考】 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下	
		0		0		0	

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

表11-4 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・消防部門）

（単位：人）
○会員和6年連中に新たに取得した資格者（消防部門）

				育児休業取得率		育児休業承認期間	
				1月以下	3月以下	6月以下	9月超 12月以下
都道府県	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	-	-	-	-
指定都市	男性職員	1	1	100.0%	0	0	0
	女性職員	5	5	100.0%	1	1	0
市区町村	男性職員	3	0	0.0%	0	0	0
	女性職員	6	6	100.0%	0	2	1
合 計	男性職員	4	1	25.0%	0	1	0
	女性職員	11	11	100.0%	1	3	2
【参考】		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1ヶ月以下	
1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		0 (0.0%)		0 (0.0%)		0 (0.0%)	

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2)「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「肯定体養成期前」の()は、「肯定体養成期後」に始められた割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

表11－5 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度・教育委員会）

○ 令和6年度中に新たに取得了した育児休業(教育委員会) (単位：人)

			育児休業						
			育児休業 取得者数		育児休業 取得率		育児休業		休業承認期間
			1月以下	3月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下
都道府県	男性職員	22	4	18. 2%	(25. 0%)	1	1	0	1
	女性職員	62	55	88. 7%	(5. 5%)	3	14	13	9
指定都市	男性職員	9	2	22. 2%	(50. 0%)	1	1	0	(16. 4%)
	女性職員	82	76	92. 7%	(5. 3%)	4	16	18	(0. 0%)
市区町村	男性職員	51	22	43. 1%	(36. 4%)	8	8	5	0
	女性職員	784	741	94. 5%	(10. 8%)	80	147	192	(0. 0%)
合 計	男性職員	82	28	34. 1%	(35. 7%)	10	10	5	18
	女性職員	928	872	94. 0%	(10. 0%)	87	177	223	(23. 7%)
【参考】			1週間未満			1週間以上2週間未満			2週間以上1ヶ月以下
1ヶ月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)			0 (0. 0%)			1 (3. 6%)			9 (32. 1%)

(注1) 「育児休業取得者数」には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに育児休業を取得した者は含まれない。

(注2) 「育児休業取得率」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となつた職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。

(注3) 「育児休業承認期間」の（ ）は、「育児休業取得者数」に占める割合（端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。）である。

(注4) 「参考」1ヶ月以下の育児休業承認期間の内訳（男性職員）の（ ）は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表11-6 会計年度任用職員の育児休業の取得状況(令和6年度) 都道府県団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
青森県	-	88.9%	-	80.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-
岩手県	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	-	100.0%
宮城県	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%	-
秋田県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	0.0%	63.6%	-	66.7%	0.0%	60.0%	-	-	-	-	0.0%	-
福島県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	78.6%	-	70.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
栃木県	66.7%	33.3%	100.0%	50.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%
群馬県	0.0%	100.0%	-	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
千葉県	16.7%	100.0%	-	100.0%	16.7%	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
東京都	14.3%	96.2%	33.3%	100.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%	94.7%
神奈川県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%	-
新潟県	-	92.3%	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	0.0%
富山県	-	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-	-	-	-
石川県	-	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-	-	-	-
福井県	100.0%	100.0%	-	-	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-
山梨県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-	-
長野県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	100.0%
愛知県	-	88.9%	-	83.3%	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
三重県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	0.0%	100.0%	-	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
京都府	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-	-
大阪府	50.0%	50.0%	0.0%	66.7%	-	-	-	-	-	-	66.7%	0.0%
兵庫県	30.8%	46.5%	0.0%	8.7%	100.0%	89.5%	-	-	-	-	0.0%	100.0%
奈良県	-	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
和歌山県	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-	-	100.0%
鳥取県	0.0%	90.9%	0.0%	75.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-
島根県	33.3%	92.3%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	-	-	-	-	-	50.0%
岡山県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	100.0%	-	-	-	-
広島県	-	85.7%	-	75.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
山口県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
徳島県	-	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-
香川県	16.7%	100.0%	100.0%	-	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	-	100.0%
愛媛県	50.0%	100.0%	-	100.0%	50.0%	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
高知県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	66.7%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-	-	50.0%
佐賀県	-	40.0%	-	25.0%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
長崎県	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	0.0%	100.0%
熊本県	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
大分県	0.0%	100.0%	-	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
宮崎県	0.0%	66.7%	-	66.7%	0.0%	66.7%	-	100.0%	-	-	0.0%	50.0%
鹿児島県	-	85.7%	-	0.0%	-	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
沖縄県	38.5%	100.0%	66.7%	100.0%	12.5%	100.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
合計	28.6%	86.3%	24.1%	78.5%	36.2%	94.2%	-	100.0%	-	-	18.2%	88.7%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「-」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11-7 会計年度任用職員の育児休業の取得状況（令和6年度）指定都市団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員								
札幌市	0.0%	63.2%	—	150.0%	0.0%	37.5%	—	—	—	66.7%
仙台市	100.0%	96.9%	—	100.0%	150.0%	85.7%	—	100.0%	0.0%	100.0%
さいたま市	0.0%	90.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	—	0.0%	66.7%
千葉市	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—
横浜市	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%
川崎市	100.0%	91.7%	—	85.7%	100.0%	100.0%	—	—	—	100.0%
相模原市	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%
新潟市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	—	—	—	100.0%
静岡市	—	93.8%	—	92.3%	—	—	—	100.0%	—	100.0%
浜松市	0.0%	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	0.0%	—
名古屋市	60.0%	100.0%	50.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	—	100.0%
京都市	100.0%	80.0%	—	83.3%	—	—	—	—	100.0%	75.0%
大阪市	50.0%	100.0%	50.0%	114.3%	—	—	—	—	—	80.0%
堺市	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%
神戸市	0.0%	109.1%	—	112.5%	—	—	—	—	0.0%	100.0%
岡山市	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%
広島市	—	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	—	100.0%
北九州市	100.0%	85.7%	—	80.0%	100.0%	—	—	100.0%	—	100.0%
福岡市	100.0%	100.0%	—	100.0%	—	—	—	—	100.0%	100.0%
熊本市	25.0%	100.0%	0.0%	100.0%	50.0%	100.0%	—	—	—	100.0%
合計	53.6%	95.9%	44.4%	99.5%	88.9%	83.8%	100.0%	100.0%	22.2%	92.7%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「—」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表11-8 会計年度任用職員の育児休業の取得状況(令和6年度) 市区町村団体別

○ 育児休業の取得率

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	54.5%	95.9%	85.7%	97.0%	0.0%	92.9%	-	100.0%	0.0%	96.2%
青森県	100.0%	88.9%	100.0%	94.1%	-	50.0%	-	-	-	100.0%
岩手県	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
宮城県	50.0%	91.7%	0.0%	86.7%	-	90.0%	-	-	100.0%	112.5%
秋田県	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%
山形県	50.0%	97.7%	100.0%	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	0.0%	88.9%
福島県	50.0%	96.7%	0.0%	95.5%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
茨城県	25.0%	97.3%	0.0%	96.2%	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%
栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-	100.0%
群馬県	25.0%	98.1%	-	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	50.0%	95.8%
埼玉県	0.0%	89.3%	0.0%	87.5%	-	100.0%	-	-	-	92.3%
千葉県	50.0%	94.0%	100.0%	96.2%	-	72.7%	-	-	0.0%	100.0%
東京都	80.0%	85.3%	100.0%	87.9%	-	100.0%	-	-	66.7%	80.6%
東京都(区)	84.6%	91.8%	71.4%	92.6%	-	-	-	-	100.0%	90.8%
神奈川県	100.0%	95.7%	100.0%	92.9%	-	100.0%	-	-	-	100.0%
新潟県	100.0%	90.4%	-	90.5%	-	50.0%	-	-	100.0%	92.3%
富山県	0.0%	92.3%	-	94.1%	0.0%	92.3%	-	-	-	88.9%
石川県	0.0%	97.7%	-	96.0%	-	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
福井県	-	93.5%	-	97.2%	-	100.0%	-	-	-	60.0%
山梨県	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
長野県	20.0%	86.7%	100.0%	83.7%	0.0%	100.0%	-	-	-	93.5%
岐阜県	0.0%	93.5%	0.0%	96.8%	0.0%	75.0%	0.0%	-	-	90.9%
静岡県	-	98.3%	-	100.0%	-	100.0%	-	-	-	92.3%
愛知県	0.0%	89.2%	0.0%	90.6%	-	72.2%	-	-	0.0%	95.2%
三重県	0.0%	93.7%	0.0%	93.3%	-	100.0%	-	-	0.0%	93.3%
滋賀県	100.0%	88.8%	-	87.5%	100.0%	100.0%	-	-	-	86.4%
京都府	100.0%	96.2%	-	93.5%	-	100.0%	-	-	100.0%	100.0%
大阪府	58.3%	97.5%	50.0%	95.6%	71.4%	100.0%	-	-	33.3%	100.0%
兵庫県	25.0%	97.7%	-	97.1%	33.3%	93.8%	-	100.0%	0.0%	100.0%
奈良県	50.0%	97.8%	50.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	-	85.7%
和歌山県	0.0%	93.5%	0.0%	97.2%	0.0%	100.0%	-	-	0.0%	80.0%
鳥取県	50.0%	85.1%	50.0%	86.7%	-	50.0%	-	-	-	92.3%
島根県	60.0%	96.4%	50.0%	96.6%	100.0%	91.7%	-	100.0%	-	100.0%
岡山県	50.0%	92.3%	50.0%	97.6%	-	100.0%	-	-	50.0%	76.5%
広島県	0.0%	87.5%	0.0%	83.3%	-	100.0%	-	-	-	95.0%
山口県	50.0%	100.0%	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	-	100.0%	100.0%
徳島県	33.3%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%
香川県	0.0%	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
愛媛県	100.0%	88.7%	100.0%	86.0%	-	100.0%	-	-	-	100.0%
高知県	54.5%	104.8%	75.0%	103.3%	-	150.0%	0.0%	-	0.0%	100.0%
福岡県	0.0%	98.2%	0.0%	97.6%	0.0%	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
佐賀県	0.0%	91.7%	-	87.5%	-	100.0%	-	-	0.0%	100.0%
長崎県	0.0%	83.3%	0.0%	79.5%	-	100.0%	-	-	-	100.0%
熊本県	100.0%	89.2%	-	90.3%	-	66.7%	-	-	100.0%	100.0%
大分県	75.0%	91.2%	100.0%	90.0%	0.0%	80.0%	-	-	100.0%	100.0%
宮崎県	0.0%	89.1%	0.0%	87.9%	-	83.3%	0.0%	-	-	100.0%
鹿児島県	0.0%	98.2%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	-	-	0.0%	95.2%
沖縄県	35.3%	98.4%	18.2%	99.3%	100.0%	100.0%	-	100.0%	60.0%	95.1%
合計	41.7%	93.8%	44.3%	93.6%	36.4%	93.1%	0.0%	100.0%	43.1%	94.5%

(注1) 「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和6年度の新規取得者数」の割合である。

(注2) 表中の「-」は、「令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和6年度の新規取得者」のいずれもが0名である。

表12 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和7年4月1日現在)

1 時間外勤務命令の上限規制制度の制定状況(条例・規則等の整備状況)

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
都道府県	47 (100.0%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)
指定都市	20 (100.0%)	14 (70.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,401 (81.4%)	1,680 (97.6%)	1,656 (96.2%)
合計	1,788 (100.0%)	1,442 (80.6%)	1,747 (97.7%)	1,723 (96.4%)

- (注1) 「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の2の2に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。
 (注2) 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)
 (注3) 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 (注4) 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。
 (注5) () 内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。

2 時間外勤務命令の上限規制制度の運用実績

(単位:団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	(参考) 特例業務有り/ 要因の整理、 分析及び検証無し
都道府県	47 (100.0%)	26 (55.3%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	704 (40.9%)	926 (53.8%)	1,128 (65.5%)	73 (4.2%)
合計	1,788 (100.0%)	743 (41.6%)	990 (55.4%)	1,193 (66.7%)	73 (4.1%)

- (注1) 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和6年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。
 (注2) 「特例業務」欄には、令和6年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。
 (注3) 「要因の整理、分析及び検証」には令和6年度の時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和7年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

3 要因の整理、分析及び検証の実施方法

(単位:団体)

区分	団体数	特例業務により上限時間等を超えて時間外勤務を命じられた職員についての記録	左記の記録の活用	職員や所属長に対する面談・ヒアリング
都道府県	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	31 (67.4%)
指定都市	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	16 (84.2%)
市区町村	1,128 (100.0%)	1,016 (90.1%)	957 (84.8%)	885 (78.5%)
合計	1,193 (100.0%)	1,081 (90.6%)	1,022 (85.7%)	932 (78.1%)

- (注1) 「団体数」欄には、【2 運用実績】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。
 (注2) 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職-328)第十宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項目に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。
 (注3) 「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。
 (注4) 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

○時間外勤務時間数の状況

○時間外勤務時間数の状況

表13 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【全団体】

(参考)令和5年度の状況

時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合				月45時間超の職員数及び割合			
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	時間外勤務時間数		時間外勤務時間数		時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合	
				職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	職員数 (人)	100時間以上 (人)	職員数に 占める割合 (%)	職員数 (人)	45時間未満 (人)
4月	1,070,351	14,385,263	13.4	73,074	6.8%	68,791	6.4%	4,283	0.4%	4月	1,066,875
5月	1,071,908	12,739,804	11.9	52,293	4.9%	50,118	4.7%	2,175	0.2%	5月	1,066,380
6月	1,071,289	11,983,678	11.2	44,455	4.1%	42,804	4.0%	1,651	0.2%	6月	1,065,577
7月	1,070,037	11,664,981	10.9	41,782	3.9%	40,285	3.8%	1,497	0.1%	7月	1,064,421
8月	1,068,567	10,652,315	10.0	33,222	3.1%	32,092	3.0%	1,130	0.1%	8月	1,063,744
9月	1,068,656	11,466,716	10.7	38,783	3.6%	37,176	3.5%	1,607	0.2%	9月	1,063,208
10月	1,069,423	15,680,627	14.7	72,465	6.8%	64,568	6.0%	7,897	0.7%	10月	1,063,370
11月	1,068,575	12,144,065	11.4	45,158	4.2%	42,432	4.0%	2,726	0.3%	11月	1,062,872
12月	1,068,015	10,552,737	9.9	34,585	3.2%	32,373	3.0%	2,212	0.2%	12月	1,062,290
1月	1,066,809	11,640,010	10.9	42,782	4.0%	39,826	3.7%	2,956	0.3%	1月	1,061,273
2月	1,066,134	11,696,035	11.0	43,030	4.0%	41,069	3.9%	1,961	0.2%	2月	1,060,477
3月	1,065,735	15,013,406	14.1	75,166	7.1%	70,172	6.6%	4,994	0.5%	3月	1,060,510
合計	12,825,499	149,619,637	11.7	596,795	4.7%	561,706	4.4%	35,089	0.3%	合計	12,760,997
										時間(年)	140.0
										時間(年)	141.1

(注1) 調査対象は、警察部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員)を除いた職員である。

(注2) 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものである。

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合			月45時間超の職員数及び割合												
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)									
4月	258,579	3,673,300	14.2	18,574	7.2%	17,617	6.8%	957	0.4%	4月	258,765	3,623,843	14.0	17,802	6.9%	16,794	6.5%	1,008	0.4%
5月	258,618	3,582,094	13.9	16,094	6.2%	15,372	5.9%	722	0.3%	5月	258,787	3,479,307	13.4	15,140	5.9%	14,409	5.6%	731	0.3%
6月	258,525	3,391,400	13.1	13,970	5.4%	13,516	5.2%	454	0.2%	6月	258,320	3,637,338	14.1	17,050	6.6%	16,271	6.3%	779	0.3%
7月	258,284	3,306,617	12.8	13,401	5.2%	12,851	5.0%	550	0.2%	7月	257,952	3,223,499	12.5	12,693	4.9%	12,129	4.7%	564	0.2%
8月	257,984	2,996,729	11.6	10,718	4.2%	10,282	4.0%	436	0.2%	8月	257,751	3,000,233	11.6	11,147	4.3%	10,607	4.1%	540	0.2%
9月	257,814	3,331,868	12.9	13,607	5.3%	12,975	5.0%	632	0.2%	9月	257,662	3,386,423	13.1	14,433	5.6%	13,757	5.3%	676	0.3%
10月	257,808	3,817,949	14.8	18,771	7.3%	17,369	6.7%	1,402	0.5%	10月	257,413	3,687,367	14.3	17,933	7.0%	16,915	6.6%	1,018	0.4%
11月	257,790	3,476,949	13.5	14,952	5.8%	14,022	5.4%	930	0.4%	11月	257,390	3,428,074	13.3	14,799	5.7%	13,818	5.4%	981	0.4%
12月	257,653	3,111,635	12.1	12,171	4.7%	11,220	4.4%	951	0.4%	12月	257,222	3,163,951	12.3	12,274	4.8%	11,314	4.4%	960	0.4%
1月	257,367	3,411,192	13.3	14,713	5.7%	13,450	5.2%	1,263	0.5%	1月	256,947	3,465,606	13.5	15,606	6.1%	13,757	5.4%	1,849	0.7%
2月	257,272	3,351,766	13.0	14,119	5.5%	13,351	5.2%	768	0.3%	2月	256,736	3,508,735	13.7	15,990	6.2%	15,032	5.9%	958	0.4%
3月	257,058	4,132,852	16.1	22,565	8.8%	20,987	8.2%	1,578	0.6%	3月	256,559	4,201,561	16.4	24,000	9.4%	22,299	8.7%	1,701	0.7%
合計	3,094,752	41,584,351	13.4	183,655	5.9%	173,012	5.6%	10,643	0.3%	合計	3,091,504	41,805,937	13.5	188,867	6.1%	177,102	5.7%	11,765	0.4%
			時間(年)	161.2			時間(年)	162.3											

(注1) 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものである。
 (注2) 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員及びこれに準じる職員として条例で定める職員)を除いた職員である。

表13-2 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】

○時間外勤務時間数の状況

時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合				月45時間超の職員数及び割合											
				時間外勤務時間数				時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合		時間外勤務を45時間超100時間未満(人)									
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)								
4月	163,450	2,278,010	13.9	11,154	6.8%	10,766	6.6%	388	0.2%	4月	162,627	2,627,509	16.2	13,929	8.6%	13,277	8.2%	652	0.4%
5月	163,484	2,139,136	13.1	8,872	5.4%	8,593	5.3%	279	0.2%	5月	162,365	2,052,556	12.6	7,994	4.9%	7,786	4.8%	208	0.1%
6月	163,274	1,956,790	12.0	6,899	4.2%	6,736	4.1%	163	0.1%	6月	162,363	2,067,493	12.7	8,081	5.0%	7,826	4.8%	255	0.2%
7月	163,104	1,949,918	12.0	7,188	4.4%	7,006	4.3%	182	0.1%	7月	162,153	1,892,289	11.7	6,442	4.0%	6,142	3.8%	300	0.2%
8月	163,310	1,880,195	11.5	6,343	3.9%	6,197	3.8%	146	0.1%	8月	162,134	1,793,559	11.1	5,838	3.6%	5,686	3.5%	152	0.1%
9月	162,998	1,939,505	11.9	6,656	4.1%	6,493	4.0%	163	0.1%	9月	162,132	1,909,616	11.8	6,740	4.2%	6,587	4.1%	153	0.1%
10月	163,227	2,679,186	16.4	12,750	7.8%	11,315	6.9%	1,435	0.9%	10月	162,010	2,008,733	12.4	7,849	4.8%	7,514	4.6%	335	0.2%
11月	162,924	2,006,519	12.3	7,178	4.4%	6,774	4.2%	404	0.2%	11月	161,955	1,879,625	11.6	6,356	3.9%	6,075	3.8%	281	0.2%
12月	162,948	1,770,923	10.9	5,541	3.4%	5,329	3.3%	212	0.1%	12月	161,908	1,760,909	10.9	5,533	3.4%	5,307	3.3%	226	0.1%
1月	162,774	1,873,254	11.5	6,365	3.9%	6,071	3.7%	294	0.2%	1月	161,844	1,972,075	12.2	8,117	5.0%	7,597	4.7%	520	0.3%
2月	162,640	1,906,495	11.7	6,431	4.0%	6,237	3.8%	194	0.1%	2月	161,744	2,079,274	12.9	8,598	5.3%	8,290	5.1%	308	0.2%
3月	162,700	2,461,855	15.1	12,522	7.7%	11,970	7.4%	552	0.3%	3月	161,802	2,508,243	15.5	13,373	8.3%	12,773	7.9%	600	0.4%
合計	1,956,833	24,841,786	12.7	97,899	5.0%	93,487	4.8%	4,412	0.2%	合計	1,945,037	24,551,881	12.6	98,850	5.1%	94,860	4.9%	3,990	0.2%
				時間(年)	152.3					時間(年)	151.5								

(注1) 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員)を除いた職員である。
 (注2) 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものである。

表13-3 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合			月45時間超の職員数及び割合												
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	時間外勤務を45時間超行った職員数及び割合	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)									
4月	648,322	8,433,952	13.0	43,346	6.7%	40,408	6.2%	2,938	0.5%	4月	645,483	9,687,423	15.0	54,996	8.5%	50,077	7.8%	4,919	0.8%
5月	649,806	7,018,574	10.8	27,327	4.2%	26,153	4.0%	1,174	0.2%	5月	645,228	7,072,722	11.0	26,610	4.1%	25,519	4.0%	1,091	0.2%
6月	649,490	6,635,488	10.2	23,586	3.6%	22,552	3.5%	1,034	0.2%	6月	644,894	6,931,744	10.7	26,370	4.1%	25,296	3.9%	1,074	0.2%
7月	648,649	6,408,446	9.9	21,193	3.3%	20,428	3.1%	765	0.1%	7月	644,316	6,418,299	10.0	20,711	3.2%	19,786	3.1%	925	0.1%
8月	647,273	5,775,391	8.9	16,161	2.5%	15,613	2.4%	548	0.1%	8月	643,859	5,804,425	9.0	16,914	2.6%	16,224	2.5%	690	0.1%
9月	647,844	6,195,344	9.6	18,520	2.9%	17,708	2.7%	812	0.1%	9月	643,414	6,324,096	9.8	19,867	3.1%	19,066	3.0%	801	0.1%
10月	648,388	9,183,492	14.2	40,944	6.3%	35,884	5.5%	5,060	0.8%	10月	643,947	7,132,612	11.1	27,307	4.2%	25,943	4.0%	1,364	0.2%
11月	647,861	6,660,596	10.3	23,028	3.6%	21,636	3.3%	1,392	0.2%	11月	643,527	6,588,701	10.2	22,441	3.5%	21,134	3.3%	1,307	0.2%
12月	647,414	5,670,180	8.8	16,873	2.6%	15,824	2.4%	1,049	0.2%	12月	643,160	5,782,594	9.0	17,525	2.7%	16,404	2.6%	1,121	0.2%
1月	646,668	6,355,564	9.8	21,704	3.4%	20,305	3.1%	1,399	0.2%	1月	642,482	6,604,471	10.3	24,800	3.9%	22,565	3.5%	2,235	0.3%
2月	646,222	6,437,774	10.0	22,480	3.5%	21,481	3.3%	999	0.2%	2月	641,997	6,745,446	10.5	26,529	4.1%	25,129	3.9%	1,400	0.2%
3月	645,977	8,418,699	13.0	40,079	6.2%	37,215	5.8%	2,864	0.4%	3月	642,149	8,618,572	13.4	42,912	6.7%	39,899	6.2%	3,013	0.5%
合計	7,773,914	83,193,499	10.7	315,241	4.1%	295,207	3.8%	20,034	0.3%	合計	7,724,456	83,711,105	10.8	326,982	4.2%	307,042	4.0%	19,940	0.3%
			時間(年)	128.4											時間(年)	130.0			

(注1) 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したものである。

(注2) 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職員及びこれに準じる職員として条例で定める職員)を除いた職員である。

○ 勤務時間管理の実施方法

区分	団体数	実施の方法			職員本人からの 自己申告のみ
		勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、 パソコンの使用時間等の 客観的な記録による 確認・記録	職員本人からの 自己申告（紙媒体） による確認・記録	
都道府県	47 (100.0%)	32 (68.1%)	42 (89.4%)	39 (83.0%)	18 (38.3%) (2.1%)
指定都市	20 (100.0%)	9 (45.0%)	19 (95.0%)	12 (60.0%)	6 (30.0%) (5.0%)
市・区・町・村	1,721 (100.0%)	588 (34.2%)	1,049 (61.0%)	799 (46.4%)	671 (39.0%) (24.8%)
合計	1,788 (100.0%)	629 (35.2%)	1,110 (62.1%)	850 (47.5%)	695 (38.9%) (23.9%)

(注1) 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のため使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

(注2) 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち、「職員本人からの自己申告（紙媒体）による確認・記録」、「職員本人からの自己申告（紙媒体）による確認・記録」のいずれか、又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

(注3) () 内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表15 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移

(単位:人、倍)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	受験者数	合格者数	採用者数	競争率																
大学卒業程度試験	78,438	18,822	13,158	4.2	83,701	18,271	12,290	4.6	81,091	19,422	12,838	4.2	72,807	20,112	13,108	3.6	72,309	22,738	14,151	3.2
短大卒業程度試験	7,645	1,607	1,101	4.8	8,141	1,487	1,135	5.5	6,829	1,717	1,265	4.0	4,790	1,310	1,113	3.7	4,303	1,347	1,082	3.2
高校卒業程度試験	52,289	8,606	5,523	6.1	51,838	7,930	5,231	6.5	44,874	8,843	5,693	5.1	37,890	8,447	5,437	4.5	35,252	10,122	6,228	3.5
その他の試験	4,388	457	398	9.6	2,950	344	294	8.6	3,513	566	450	6.2	1,782	351	292	5.1	2,212	453	379	4.9
計	142,760	29,492	20,180	4.8	146,630	28,032	18,950	5.2	136,307	30,548	20,246	4.5	117,269	30,220	19,950	3.9	114,076	34,660	21,840	3.3
大学卒業程度試験	171,563	23,553	18,274	7.3	176,251	25,586	19,263	6.9	167,638	27,175	20,163	6.2	156,189	28,213	20,736	5.5	153,041	31,198	22,326	4.9
短大卒業程度試験	31,760	8,247	7,097	3.9	30,285	8,199	6,915	3.7	28,691	8,349	6,928	3.4	27,567	8,643	7,373	3.2	27,444	8,631	7,280	3.2
高校卒業程度試験	75,145	8,716	6,960	8.6	67,206	8,912	7,048	7.5	62,377	9,220	7,135	6.8	55,090	9,579	7,323	5.8	53,066	10,310	7,907	5.1
その他の試験	15,061	2,094	1,807	7.2	13,652	2,135	1,775	6.4	14,594	2,405	2,022	6.1	14,896	2,933	2,457	5.1	13,503	2,922	2,572	4.6
計	293,529	42,610	34,138	6.9	287,394	44,832	35,001	6.4	273,300	47,149	36,248	5.8	253,742	49,368	37,889	5.1	247,054	53,061	40,085	4.7
大学卒業程度試験	9,656	1,861	1,425	5.2	9,611	2,122	1,646	4.5	9,439	2,114	1,674	4.5	8,923	2,157	1,756	4.1	8,800	2,205	1,751	4.0
短大卒業程度試験	2,638	901	793	2.9	2,657	932	771	2.9	2,404	876	753	2.7	2,447	910	814	2.7	2,009	793	654	2.5
高校卒業程度試験	18,504	3,453	2,775	5.4	17,331	3,561	2,778	4.9	15,845	3,640	2,939	4.4	14,918	3,582	3,039	4.2	15,099	3,669	3,009	4.1
その他の試験	1,443	448	384	3.2	1,405	447	394	3.1	1,356	477	426	2.8	1,900	516	460	3.7	1,958	611	535	3.2
計	32,241	6,663	5,377	4.8	31,004	7,062	5,589	4.4	29,044	7,107	5,792	4.1	28,188	7,165	6,069	3.9	27,866	7,278	5,949	3.8
大学卒業程度試験	259,657	44,236	32,857	5.9	269,563	45,979	33,199	5.9	258,168	48,711	34,675	5.3	237,919	50,482	35,600	4.7	234,150	56,141	38,228	4.2
短大卒業程度試験	42,043	10,755	8,991	3.9	41,083	10,618	8,821	3.9	37,924	10,942	8,946	3.5	34,804	10,863	9,300	3.2	33,756	10,771	9,016	3.1
高校卒業程度試験	145,938	20,775	15,258	7.0	136,375	20,403	15,057	6.7	123,096	21,703	15,767	5.7	107,898	21,608	15,799	5.0	103,417	24,101	17,144	4.3
その他の試験	20,892	2,999	2,589	7.0	18,007	2,926	2,463	6.2	19,463	3,448	2,898	5.6	18,578	3,800	3,209	4.9	17,673	3,986	3,486	4.4
計	468,530	78,765	59,695	5.9	465,028	79,926	59,540	5.8	438,651	84,804	62,286	5.2	399,199	86,753	63,908	4.6	388,996	94,999	67,874	4.1

(注1) 調査対象は、人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験をいうものとし、同条にいう選考は含まない。) であり、教育委員会が実施した教員採用のための選考は含まない。なお、試験の名稱が「選考」となつていても、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考は含む。

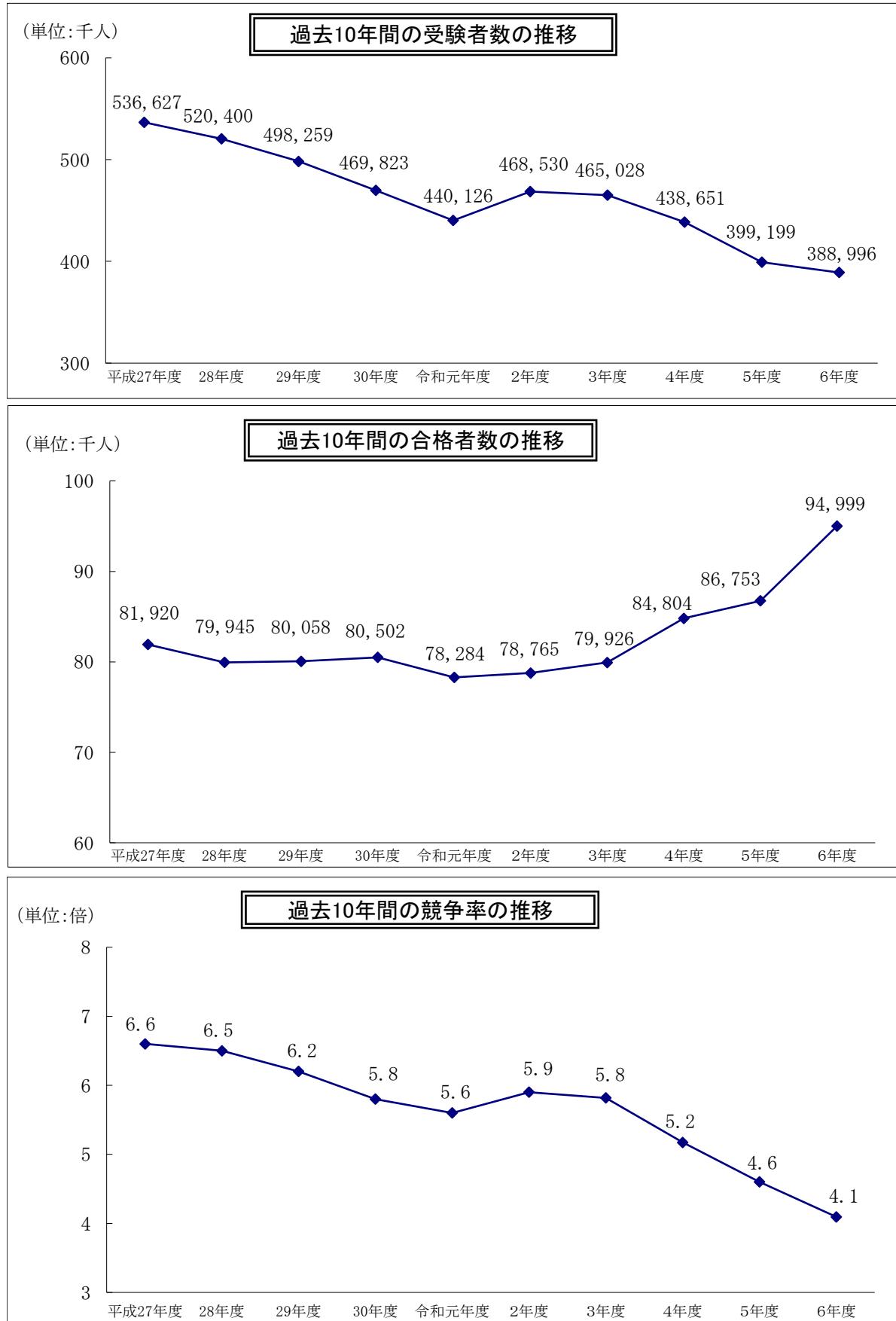
(注2)

試験区分は、以下による。

- ・大学卒業程度試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行った試験
- ・短大卒業程度試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有する者を対象として行つた試験
- ・高校卒業程度試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有する者を対象として行つた試験
- ・その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者を対象として行つた試験又は資格及び学力の程度を問わいで行つた試験

(注3) 「市区」には、政令指定都市を含む。
(注4) 競争率は、受験者数／合格者数

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移



(注) 競争率は受験者数／合格者数

表16 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移

(単位：人)

区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数
男性	80,978	16,251	12,801	79,225	14,216	11,683	68,927	14,559	12,462				12,361			12,991
(割合)	(56.7%)	(55.1%)	(63.4%)	(54.0%)	(50.7%)	(61.7%)	(50.6%)	(47.7%)	(61.6%)				(62.0%)			(59.5%)
女性	36,150	8,237	7,379	33,663	7,559	7,267	30,376	7,553	7,784				7,589			8,849
(割合)	(25.3%)	(27.9%)	(36.6%)	(23.0%)	(27.0%)	(38.3%)	(22.3%)	(24.7%)	(38.4%)				(38.0%)			(40.5%)
不明	25,632	5,004		33,742	6,257		37,004	8,436								
(割合)	(18.0%)	(17.0%)		(23.0%)	(22.3%)		(27.1%)	(27.6%)								
計	142,760	29,492	20,180	146,630	28,032	18,950	136,307	30,548	20,246				19,950			21,840
男性	133,790	15,948	16,168	116,126	15,204	16,337	99,495	14,763	17,131				18,009			19,023
(割合)	(45.6%)	(37.4%)	(47.4%)	(40.4%)	(40.4%)	(33.9%)	(46.7%)	(46.4%)	(36.4%)				(47.3%)			(47.5%)
女性	87,331	17,538	17,970	78,549	16,997	18,664	68,195	16,807	19,117				19,880			21,062
(割合)	(29.8%)	(41.2%)	(52.6%)	(27.3%)	(37.9%)	(53.3%)	(25.0%)	(35.6%)	(52.7%)				(52.5%)			(52.5%)
不明	72,408	9,124		92,719	12,631		105,610	15,579								
(割合)	(24.7%)	(21.4%)		(32.3%)	(28.2%)		(38.6%)	(38.6%)	(33.0%)							
計	293,529	42,610	34,138	287,394	44,832	35,001	273,300	47,149	36,248				37,889			40,085
男性	18,424	3,305	2,654	17,583	3,576	2,766	16,475	3,535	2,902				3,006			2,923
(割合)	(57.1%)	(49.6%)	(49.4%)	(56.7%)	(50.6%)	(49.5%)	(56.7%)	(49.7%)	(50.1%)				(49.5%)			(49.1%)
女性	12,104	3,248	2,723	11,816	3,395	2,823	10,888	3,446	2,890				3,063			3,026
(割合)	(37.5%)	(48.7%)	(50.6%)	(38.1%)	(48.1%)	(50.5%)	(37.5%)	(48.5%)	(49.9%)				(50.5%)			(50.9%)
不明	1,713	110		1,605	91		1,681	126								
(割合)	(5.3%)	(1.7%)		(5.2%)	(1.3%)		(5.8%)	(1.8%)								
計	32,241	6,663	5,377	31,004	7,062	5,589	29,044	7,107	5,792				6,069			5,949
男性	233,192	35,504	31,623	212,934	32,996	30,786	184,897	32,857	32,495				33,376			34,937
(割合)	(49.8%)	(45.1%)	(53.0%)	(45.8%)	(41.3%)	(51.7%)	(42.2%)	(42.2%)	(38.7%)				(52.2%)			(51.5%)
女性	135,585	29,023	28,072	124,028	27,951	28,754	109,459	27,806	29,791				30,532			32,937
(割合)	(28.9%)	(36.8%)	(47.0%)	(26.7%)	(35.0%)	(48.3%)	(25.0%)	(32.8%)	(47.8%)				(47.8%)			(48.5%)
不明	99,753	14,238		128,066	18,979		144,295	24,141								
(割合)	(21.3%)	(18.1%)		(27.5%)	(23.7%)		(32.9%)	(28.5%)								
計	468,530	78,765	59,695	465,028	79,926	59,540	438,651	84,804	62,286				63,908			67,874

(注1) 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。

(注2) ()は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)。

(注3) 「市区」には、政令指定都市を含む。

(注4) 令和5年度の調査から、男女別の受験者数及び合格者数は調査せず、男女別の採用者数のみ調査。

表17 中途採用試験の実施状況

○令和6年度に実施したもの

(単位: 人)

団体数	中途採用試験			経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	17,194	2,474	44	8,870	1,427	39	8,324
指定都市	20	20	13,915	1,512	18	9,186	996	15	4,729
市区町村	1,722	1,134	52,525	9,600	839	27,240	5,204	601	25,285
合計	1,789	1,201	83,634	13,586	901	45,296	7,627	655	38,338

(参考)令和5年度に実施したもの

団体数	中途採用試験			経験者採用試験			経歴不問の中途採用試験		
	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	15,246	1,822	44	7,496	1,090	37	7,750
指定都市	20	20	11,975	1,219	18	7,042	799	16	4,933
市区町村	1,722	1,036	49,250	8,090	748	23,449	4,168	586	25,801
合計	1,789	1,103	76,471	11,131	810	37,987	6,057	639	38,484
									5,074

(注1) 「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

(注2) 「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験

(注3) 「市区町村」の「団体数」には、市區町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表18 ストレスチェックの実施状況等（令和6年度）

区分	事業場数	ストレスチェック実施事業場数(実前年)	集団分析		集団分析結果	
			実施事業場率(実前年)	実施事業場数(実前年)	実施事業場率(実前年)	実施事業場数(実前年)
都道府県	12,895	12,895	b/a	b/a	c/b	d/c
指定都市	8,871	8,871	100.0% (100.0%)	12,181	94.5% (95.4%)	11,459
市区	40,503	39,966	98.7% (98.5%)	35,668	89.2% (89.7%)	30,429
町村	9,814	9,514	96.9% (96.4%)	8,164	85.8% (84.4%)	6,050
合計	72,083	71,246	98.8% (98.6%)	64,461	90.5% (90.2%)	55,598
(参考)						
一部事務組合等	3,474	2,565	73.8% (73.6%)	2,128	83.0% (82.5%)	1,362
合計 (一部事務組合等含む)	75,557	73,811	97.7% (97.5%)	66,589	90.2% (89.9%)	56,960

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた常時雇用する労働者数が50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施が改正法の公布の日(令和7年5月14日)から政令で定める3年以内の日に義務とされたが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるとときは、当該集団の労働者の心情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表18 ストレスチェックの実施状況等（令和6年度）

区分	事業場数	実施事業場数	ストレスチェック実施率	集団分析結果			集団分析結果
				実施事業場数	実施事業場率	実施事業場数	
知事及び市区町村長	a 28,372	b 27,514	b/a (前年度) 97.0% (96.7%)	c 24,588	c/b (前年度) 89.4% (90.2%)	d 21,442	d/c (前年度) 87.2% (87.5%)
都道府県	5,477	5,477	100.0% (100.0%)	4,829	88.2% (90.3%)	4,564	94.5% (93.2%)
指定都市	3,154	3,154	100.0% (100.0%)	2,941	93.2% (93.9%)	2,882	98.0% (97.8%)
市区	14,870	14,738	99.1% (99.1%)	13,302	90.3% (91.4%)	11,493	86.4% (87.2%)
町村	3,500	3,407	97.3% (96.7%)	3,003	88.1% (85.9%)	2,213	73.7% (75.4%)
一部事務組合等	1,371	738	53.8% (53.8%)	513	69.5% (70.4%)	290	56.5% (56.5%)
教育委員会	38,190	37,604	98.5% (98.2%)	33,791	89.9% (88.7%)	28,622	84.7% (85.1%)
都道府県	5,057	5,057	100.0% (100.0%)	5,007	99.0% (98.9%)	4,767	95.2% (93.8%)
指定都市	4,895	4,895	100.0% (100.0%)	4,686	95.7% (87.6%)	3,989	85.1% (92.1%)
市区	22,771	22,371	98.2% (98.0%)	19,647	87.8% (87.9%)	16,551	84.2% (83.7%)
町村	5,409	5,235	96.8% (96.2%)	4,416	84.4% (83.5%)	3,292	74.5% (74.4%)
一部事務組合等	58	46	79.3% (79.4%)	35	76.1% (68.0%)	23	65.7% (73.5%)
警察	1,754	1,754	100.0% (100.0%)	1,750	99.8% (99.8%)	1,578	90.2% (84.3%)
都道府県	1,754	1,754	100.0% (100.0%)	1,750	99.8% (99.8%)	1,578	90.2% (84.3%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-
消防	3,775	3,617	95.8% (95.5%)	3,390	93.7% (93.6%)	2,765	81.6% (82.6%)
都道府県	126	126	100.0% (100.0%)	126	100.0% (100.0%)	120	95.2% (95.2%)
指定都市	456	456	100.0% (100.0%)	456	100.0% (100.0%)	445	97.6% (98.2%)
市区	1,499	1,499	100.0% (98.6%)	1,448	96.6% (97.2%)	1,286	88.8% (90.5%)
町村	79	76	96.2% (100.0%)	62	81.6% (83.3%)	44	71.0% (70.8%)
一部事務組合等	1,615	1,460	90.4% (90.7%)	1,298	88.9% (88.1%)	870	67.0% (67.5%)
公管企業	3,466	3,322	95.8% (95.3%)	3,070	92.4% (92.3%)	2,553	83.2% (83.6%)
都道府県	481	481	100.0% (100.0%)	469	97.5% (97.9%)	430	91.7% (92.9%)
指定都市	366	366	100.0% (100.0%)	365	99.7% (98.5%)	344	94.2% (94.6%)
市区	1,363	1,358	99.6% (99.5%)	1,271	93.6% (94.1%)	1,099	86.5% (86.2%)
町村	826	796	96.4% (95.8%)	683	85.8% (84.4%)	501	73.4% (74.7%)
一部事務組合等	430	321	74.7% (73.2%)	282	87.9% (87.5%)	179	63.5% (62.0%)

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた常時雇用する労働者数が50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施が改正法の公布の日(令和7年5月14日)から政令で定める3年以内の日に義務とされたが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のペナルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関して全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表18 ストレスチェックの実施状況等（令和6年度）

3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区 分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた 職員数	高ストレスに該当した 職員数		医師による面接指導を受けた 職員数		
			割合 (前年度)	割合 (前年度)	c/b	d/c	
a	b	b/a	c	c/b	d	d/c	
都道府県	1,006,008	938,532	93.3% (92.9%)	85,848	9.1% (9.3%)	3,152	3.7% (3.8%)
指定都市	453,328	382,878	84.5% (89.1%)	34,793	9.1% (10.2%)	1,431	4.1% (3.4%)
市区	1,472,279	1,282,486	87.1% (87.1%)	145,536	11.3% (11.4%)	5,758	4.0% (4.4%)
町村	250,918	221,617	88.3% (87.6%)	25,064	11.3% (11.3%)	1,251	5.0% (5.2%)
合計	3,182,533	2,825,513	88.8% (89.3%)	291,241	10.3% (10.6%)	11,592	4.0% (4.1%)

(参考)

一部事務組合等	121,408	100,376	82.7% (81.7%)	10,526	10.5% (10.7%)	448	4.3% (3.5%)
合計 (一部事務組合等含む)	3,303,941	2,925,889	88.6% (89.0%)	301,767	10.3% (10.6%)	12,040	4.0% (4.1%)

(注)1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員(常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。)のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者は、当該労働者に対する面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表18 ストレスチェック・面接指導の実施状況等（令和6年度）

区分	在籍職員数	ストレスチェックを受けた職員数		高ストレスに該当した職員数		医師による面接指導を受けた割合	
		a	b	b/a	(前年度)	c	c/b
知事及び市町村長	1,375,875	1,231,298	89.5%	(89.5%)	137,065	11.1%	(11.3%)
都道府県	291,112	270,582	92.9%	(92.2%)	26,478	9.8%	(9.9%)
指定都市	187,419	167,293	89.3%	(90.7%)	14,163	8.5%	(9.8%)
市区	732,531	650,722	88.8%	(88.8%)	78,513	12.1%	(12.1%)
町村	144,722	130,047	89.9%	(89.5%)	16,386	12.6%	(12.5%)
一部事務組合等	20,091	12,654	63.0%	(62.7%)	1,525	12.1%	(11.9%)
教育委員会	1,126,795	959,826	85.2%	(86.5%)	101,003	10.5%	(10.8%)
都道府県	315,568	287,319	91.0%	(90.1%)	34,357	12.0%	(12.4%)
指定都市	195,422	150,544	77.0%	(86.7%)	15,323	10.2%	(11.2%)
市区	529,108	447,421	84.6%	(84.7%)	44,940	10.0%	(10.0%)
町村	85,812	73,862	86.1%	(85.0%)	6,304	8.5%	(8.7%)
一部事務組合等	885	680	76.8%	(76.1%)	79	11.6%	(12.2%)
警察察	300,385	292,687	97.4%	(97.8%)	15,535	5.3%	(5.1%)
都道府県	300,385	292,687	97.4%	(97.8%)	15,535	5.3%	(5.1%)
指定都市	—	—	—	—	—	—	—
市区	—	—	—	—	—	—	—
町村	—	—	—	—	—	—	—
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—
消防防	170,318	158,794	93.2%	(93.0%)	11,061	7.0%	(7.4%)
都道府県	20,888	20,057	96.0%	(99.6%)	1,348	6.7%	(6.9%)
指定都市	30,614	29,745	97.2%	(92.6%)	1,525	5.1%	(5.6%)
市区	62,421	58,279	93.4%	(93.8%)	4,149	7.1%	(7.6%)
町村	2,510	2,245	89.4%	(91.6%)	274	12.2%	(12.6%)
一部事務組合等	53,885	48,468	89.9%	(90.1%)	3,765	7.8%	(8.0%)
公営企業	330,568	283,284	85.7%	(85.1%)	37,103	13.1%	(13.8%)
都道府県	78,055	67,887	87.0%	(86.4%)	8,130	12.0%	(12.9%)
指定都市	39,873	35,296	88.5%	(89.1%)	3,782	10.7%	(12.0%)
市区	148,219	126,064	85.1%	(84.7%)	17,934	14.2%	(14.7%)
町村	17,874	15,463	86.5%	(85.2%)	2,100	13.6%	(13.6%)
一部事務組合等	46,547	38,574	82.9%	(80.6%)	5,157	13.4%	(13.8%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員(常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。)のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者が申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならぬこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表18 ストレスチェックの実施状況等（令和6年度）

5 集団分析結果の団体区分別活用状況

区 分	集団分析 結果を 活用した 事業場数 (a)	集団分析結果の活用内容(複数回答)									
		業務配分の 見直し	人員体制・組織の 見直し	管理監督者向け 研修の実施	衛生委員会での 審議		その他				
実施事業場数(b)	割合(b/a) (前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a) (前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a) (前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a) (前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a) (前年度)		
都道府県	11,459	4,019	35.1% (32.7%)	2,830	24.7% (24.3%)	5,252	45.8% (44.3%)	5,329	46.5% (45.6%)	3,360	29.3% (27.8%)
指定都市	7,660	1,953	25.5% (29.6%)	2,102	27.4% (23.1%)	5,242	68.4% (70.7%)	4,277	55.8% (49.2%)	2,051	26.8% (36.2%)
市区	30,429	9,162	30.1% (30.5%)	8,758	28.8% (29.0%)	11,070	36.4% (37.0%)	19,440	63.9% (64.2%)	5,101	16.8% (16.4%)
町村	6,050	1,958	32.4% (29.9%)	2,101	34.7% (31.9%)	1,047	17.3% (15.9%)	4,034	66.7% (65.8%)	523	8.6% (10.7%)
合 計	55,598	17,092	30.7% (30.8%)	15,791	28.4% (27.5%)	22,611	40.7% (40.8%)	33,080	59.5% (58.6%)	11,035	19.8% (20.8%)
(参考)											
一部事務組合等	1,362	407	29.9% (28.9%)	545	40.0% (38.2%)	218	16.0% (14.5%)	733	53.8% (52.4%)	245	18.0% (19.5%)
合 一部事務組合等含む	56,960	17,499	30.7% (30.7%)	16,336	28.7% (27.8%)	22,829	40.1% (40.1%)	33,813	59.4% (58.5%)	11,280	19.8% (20.7%)

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表18 ストレスチェックの実施状況等（令和6年度）

6 集団分析結果の部局別活用状況

区分	集団分析結果を活用した事業場数 (a)	業務配分の見直し		人管理体制・組織の見直し		管理監督者向け研修の実施		衛生委員会での審議		その他
		実施事業場数(b) 割合(b/a)	(前年度)	実施事業場数(c) 割合(c/a)	(前年度)	実施事業場数(d) 割合(d/a)	(前年度)	実施事業場数(e) 割合(e/a)	(前年度)	
知事及び市町村長	21,442	5,382	25.1% (24.3%)	5,717	26.7% (24.4%)	10,288	48.0% (46.9%)	13,094	61.1% (60.9%)	4,599 21.4% (22.8%)
都道府県	4,564	1,310	28.7% (26.9%)	1,083	23.7% (19.2%)	2,770	60.7% (58.3%)	1,184	25.9% (26.2%)	1,299 28.5% (31.8%)
指定都市	2,882	360	12.5% (12.6%)	664	23.0% (15.9%)	2,233	77.5% (73.7%)	1,749	60.7% (57.5%)	1,128 39.1% (43.1%)
市区	11,493	2,944	25.6% (25.0%)	3,081	26.8% (26.6%)	4,814	41.9% (43.0%)	8,461	73.6% (73.4%)	1,948 16.9% (17.2%)
町村	2,213	713	32.2% (30.5%)	792	35.8% (32.6%)	417	18.8% (15.8%)	1,537	69.5% (71.0%)	176 8.0% (10.0%)
一部事務組合等	290	55	19.0% (18.1%)	97	33.4% (32.4%)	54	18.6% (16.4%)	163	56.2% (54.8%)	48 16.6% (17.1%)
教育委員会	28,622	9,921	34.7% (35.6%)	8,617	30.1% (30.2%)	9,876	34.5% (35.9%)	16,705	58.4% (56.6%)	5,171 18.1% (18.9%)
都道府県	4,767	1,902	39.9% (36.5%)	1,184	24.8% (27.5%)	1,387	29.1% (30.0%)	3,162	66.3% (63.2%)	1,313 27.5% (22.7%)
指定都市	3,989	1,385	34.7% (41.6%)	1,291	32.4% (29.1%)	2,511	62.9% (71.1%)	2,094	52.5% (42.1%)	738 18.5% (33.4%)
市区	16,551	5,535	33.4% (35.0%)	5,010	30.3% (31.0%)	5,419	32.7% (33.0%)	9,311	56.3% (57.2%)	2,814 17.0% (15.8%)
町村	3,292	1,092	33.2% (29.8%)	1,125	34.2% (31.1%)	555	16.9% (16.3%)	2,126	64.6% (62.0%)	302 9.2% (11.4%)
一部事務組合等	23	7	30.4% (40.0%)	7	30.4% (36.0%)	4	17.4% (20.0%)	12	52.2% (48.0%)	4 17.4% (16.0%)
警察	1,578	661	41.9% (40.8%)	438	27.8% (29.8%)	890	56.4% (51.2%)	710	45.0% (46.4%)	588 37.3% (34.3%)
都道府県	1,578	661	41.9% (40.8%)	438	27.8% (29.8%)	890	56.4% (51.2%)	710	45.0% (46.4%)	588 37.3% (34.3%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	2,765	845	30.6% (29.1%)	873	31.6% (29.6%)	969	35.0% (35.2%)	1,616	58.4% (57.0%)	564 20.4% (20.9%)
都道府県	120	49	40.8% (37.5%)	38	31.7% (25.8%)	6	5.0% (4.2%)	64	53.3% (65.0%)	63 52.5% (25.0%)
指定都市	445	120	27.0% (26.7%)	71	16.0% (15.9%)	315	70.8% (70.4%)	222	49.9% (48.4%)	140 31.5% (32.1%)
市区	1,286	364	28.3% (26.2%)	344	26.7% (24.8%)	500	38.9% (40.3%)	869	67.6% (66.2%)	188 14.6% (16.4%)
町村	44	13	29.5% (30.4%)	15	34.1% (32.6%)	8	18.2% (19.6%)	32	72.7% (69.6%)	1 2.3% (6.5%)
一部事務組合等	870	299	34.4% (33.4%)	405	46.6% (44.0%)	140	16.1% (14.6%)	429	49.3% (46.1%)	172 19.8% (22.1%)
公営企業	2,553	690	27.0% (26.5%)	691	27.1% (26.5%)	806	31.6% (30.5%)	1,688	66.1% (67.0%)	358 14.0% (15.9%)
都道府県	430	97	22.6% (24.0%)	87	20.2% (21.9%)	199	46.3% (43.1%)	209	48.6% (48.5%)	97 22.6% (21.7%)
指定都市	344	88	25.6% (28.6%)	76	22.1% (19.9%)	183	53.2% (44.4%)	212	61.6% (66.2%)	45 13.1% (21.3%)
市区	1,099	319	29.0% (26.5%)	323	29.4% (28.4%)	337	30.7% (31.2%)	799	72.7% (72.5%)	151 13.7% (15.3%)
町村	501	140	27.9% (27.9%)	169	33.7% (33.9%)	67	13.4% (13.9%)	339	67.7% (67.2%)	44 8.8% (9.6%)
一部事務組合等	179	46	25.7% (23.6%)	36	20.1% (19.7%)	20	11.2% (10.1%)	129	72.1% (79.2%)	21 11.7% (11.8%)

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などなどとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)	職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)f)			
割合(b/a) (前年度)	部局数 (前年度)	割合(c/b) (前年度)	部局数 (前年度)	割合(d/b) (前年度)	部局数 (前年度)	割合(e/b) (前年度)	部局数 (前年度)			
都道府県	182	100.0% (100.0%)	139	76.4% (72.0%)	168	92.3% (90.7%)	163	89.6% (86.8%)		
指定都市	79	100.0% (100.0%)	62	78.5% (77.2%)	73	92.4% (89.9%)	71	89.9% (89.9%)		
市区	2,623	99.96% (99.96%)	822	31.4% (29.1%)	1,829	69.8% (69.7%)	1,258	48.0% (46.5%)		
町村	2,454	97.6% (97.1%)	419	17.5% (15.9%)	1,223	51.0% (50.3%)	518	21.6% (21.0%)		
合計	5,338	98.9% (98.6%)	5,279	27.3% (25.4%)	3,293	62.4% (62.0%)	2,010	38.1% (37.1%)		
(参考)										
一部事務組合等	1,406	1,036	73.7% (71.6%)	157	15.2% (13.5%)	305	29.4% (29.9%)	313	30.2% (30.2%)	
合計 (一部事務組合等含む)	6,744	6,315	93.6% (92.9%)	1,599	25.3% (23.4%)	3,598	57.0% (56.7%)	2,323	36.8% (36.0%)	
(参考)										
セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	96.2% (96.2%)	171	94.0% (94.0%)	172	94.5% (94.0%)	175	96.2% (96.2%)	150	82.4% (81.3%)	
指導都市	79	100.0% (100.0%)	74	93.7% (93.7%)	76	96.2% (97.5%)	65	82.3% (79.7%)	57	72.2% (69.6%)
市区	2,093	79.8% (78.3%)	1,587	60.5% (57.9%)	2,058	78.5% (77.1%)	2,011	76.7% (73.3%)	1,584	60.4% (58.1%)
町村	1,246	52.0% (50.4%)	698	29.1% (28.0%)	1,381	57.6% (56.1%)	1,433	59.8% (58.5%)	960	40.1% (39.2%)
合計	3,593	68.1% (66.7%)	2,530	47.9% (46.3%)	3,687	69.8% (68.6%)	3,684	69.8% (67.5%)	2,751	52.1% (50.6%)
(参考)										
一部事務組合等	495	47.8% (48.0%)	236	22.8% (23.5%)	518	50.0% (49.0%)	633	61.1% (60.2%)	339	32.7% (31.9%)
合計 (一部事務組合等含む)	4,088	64.7% (63.7%)	2,766	43.8% (42.5%)	4,205	66.6% (65.4%)	4,317	68.4% (66.3%)	3,090	48.9% (47.5%)
(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。 2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。										

表 19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

2-1 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)						メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)			安全衛生委員会等で調査審議(d)			実務を行う担当者の選任(e)			職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)					
		割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)				
都道府県	47	100.0% (100.0%)	40	85.1% (80.9%)	44	93.6% (93.6%)	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)				
指定都市	20	100.0% (100.0%)	16	80.0% (85.0%)	20	100.0% (95.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)				
市区	795	100.0% (100.0%)	250	31.4% (29.7%)	578	72.7% (72.7%)	398	50.1% (48.4%)	658	82.8% (81.0%)						
町村	905	97.7% (97.2%)	153	16.9% (15.2%)	475	52.5% (51.8%)	199	22.0% (21.2%)	469	51.8% (49.4%)						
合計	1,767	98.8% (98.5%)	459	26.0% (24.3%)	1,117	63.2% (62.8%)	663	37.5% (36.3%)	1,194	67.6% (65.6%)						
(参考)																
一部事務組合等	831	537	64.6% (63.0%)	47	8.8% (7.9%)	101	18.8% (18.7%)	113	21.0% (20.4%)	119	22.2% (21.7%)					
合計 (一部事務組合等含む)	2,619	2,304	88.0% (87.1%)	506	22.0% (20.5%)	1,218	52.9% (52.5%)	776	33.7% (32.6%)	1,313	57.0% (55.4%)					
メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)																
区 分	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)						事業場内での相談体制の整備(i)						地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)	職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・アセリングを含む)の実施(k)	その他(l)
	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	部局数	割合(m/b) (前年度)			
都道府県	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (80.9%)	8	17.0% (12.8%)		
指定都市	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (95.0%)	18	90.0% (80.0%)	12	60.0% (70.0%)	3	15.0% (10.0%)				
市区	647	81.4% (79.9%)	509	64.0% (61.5%)	639	80.4% (78.9%)	612	77.0% (74.3%)	491	61.8% (60.3%)	20	2.5% (3.1%)				
町村	474	52.4% (50.0%)	264	29.2% (27.4%)	529	58.5% (56.4%)	547	60.4% (58.6%)	363	40.1% (39.0%)	23	2.5% (2.7%)				
合計	1,188	67.2% (65.4%)	840	47.5% (45.6%)	1,234	69.8% (68.2%)	1,224	69.3% (67.0%)	905	51.2% (50.1%)	54	3.1% (3.2%)				
(参考)																
一部事務組合等	228	42.5% (41.1%)	104	19.4% (18.7%)	204	38.0% (37.0%)	324	60.3% (58.7%)	138	25.7% (24.9%)	30	5.6% (6.9%)				
合計 (一部事務組合等含む)	1,416	61.5% (59.7%)	944	41.0% (39.3%)	1,438	62.4% (60.9%)	1,548	67.2% (65.1%)	1,043	45.3% (44.2%)	84	3.6% (4.1%)				

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

2-2 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：教育委員会】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)							
			メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)			安全衛生委員会等で調査審議(d)			実務を行う担当者の選任(e)	
			割合(b/a)	部局数	割合(c/b)	部局数	割合(d/b)	部局数	割合(e/b)	
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	33	70.2% (66.0%)	46	97.9% (97.9%)	41	87.2% (85.1%)	
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	14	70.0% (65.0%)	19	95.0% (95.0%)	17	85.0% (80.0%)	
市区	795	794	99.9% (99.9%)	241	30.4% (28.3%)	533	67.1% (66.7%)	360	45.3% (44.2%)	
町村	905	880	97.2% (96.6%)	151	17.2% (16.1%)	421	47.8% (47.4%)	192	21.8% (21.1%)	
合計	1,767	1,741	98.5% (98.2%)	439	25.2% (23.6%)	1,019	58.5% (58.2%)	610	35.0% (34.1%)	
(参考)										
一部事務組合等	44	38	86.4% (81.3%)	6	15.8% (15.4%)	12	31.6% (30.8%)	11	28.9% (28.2%)	
合計 (一部事務組合等含む)	1,811	1,779	98.2% (97.7%)	445	25.0% (23.4%)	1,031	58.0% (57.5%)	621	34.9% (34.0%)	
メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)										
セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	97.9% (97.9%)	45	95.7% (97.9%)	40	85.1% (85.1%)	47	100.0% (100.0%)	37	78.7% (80.9%)	
部局数	割合(g/b)	部局数	割合(h/b)	部局数	割合(i/b)	部局数	割合(j/b)	部局数	割合(k/b)	
都道府県	46	97.9% (97.9%)	18	90.0% (85.0%)	20	100.0% (100.0%)	19	95.0% (95.0%)	17	85.0% (65.0%)
指定都市	20	100.0% (100.0%)	453	57.1% (55.3%)	606	76.3% (74.7%)	616	77.6% (73.0%)	484	61.0% (58.7%)
市区	626	78.8% (77.0%)	252	28.6% (27.7%)	506	57.5% (56.3%)	528	60.0% (58.2%)	346	39.3% (38.8%)
町村	456	51.8% (51.0%)	768	44.1% (42.9%)	1,172	67.3% (66.0%)	1,210	69.5% (66.5%)	884	50.8% (49.4%)
合計 (一部事務組合等含む)	1,148	65.9% (64.7%)							58 (3.5%)	
(参考)										
一部事務組合等	18	47.4% (51.3%)	12	31.6% (33.3%)	19	50.0% (48.7%)	25	65.8% (66.7%)	13 (30.8%)	
合計 (一部事務組合等含む)	1,166	65.5% (64.4%)	780	43.8% (42.7%)	1,191	66.9% (65.6%)	1,235	69.4% (66.5%)	897 (49.0%)	
(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。 2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。										

表19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

2-3 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：警察】

		メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)								
区分	分	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)			メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)			メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)		
		全部局数(a)	部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	実務を行う担当者の選任(e)	安全衛生委員会等で調査審議(d)
都道府県	都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)
指定都市	指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(一部事務組合等含む)	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)
(参考)										
一部事務組合等		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(一部事務組合等含む)	47	47	100.0% (100.0%)	39	83.0% (78.7%)	43	91.5% (85.1%)	43	91.5% (91.5%)
(参考)										
都道府県	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	47	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)
指定都市		-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区		-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(一部事務組合等含む)	47	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)
(参考)										
一部事務組合等		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	(一部事務組合等含む)	47	46	97.9% (93.6%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (89.4%)	41	87.2% (89.4%)
(参考)										

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

2-4 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：消防】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)				メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)				メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)			
		割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数
都道府県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1
指定都市	20	100.0% (100.0%)	20	100.0% (100.0%)	17	85.0% (80.0%)	15	75.0% (75.0%)	17	85.0% (85.0%)	18	90.0% (90.0%)	
市区	364	100.0% (100.0%)	364	100.0% (100.0%)	125	34.3% (31.5%)	252	69.2% (69.6%)	189	51.9% (50.7%)	287	78.8% (78.4%)	
町村	59	96.6% (100.0%)	57	96.6% (100.0%)	9	15.8% (16.7%)	32	56.1% (48.3%)	14	24.6% (20.0%)	33	57.9% (50.0%)	
合計	444	99.5% (100.0%)	442	99.5% (100.0%)	152	34.4% (31.8%)	300	67.9% (67.0%)	221	50.0% (48.2%)	339	76.7% (75.1%)	
(参考)													
一部事務組合等	287	273 (93.4%)	61	22.3% (19.5%)	112	41.0% (41.6%)	115	42.1% (41.9%)	104	38.1% (36.7%)			
合計 (一部事務組合等含む)	731	715 (97.4%)	213	29.8% (27.2%)	412	57.6% (57.5%)	336	47.0% (45.9%)	443	62.0% (60.7%)			
メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)													
セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)				メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)				メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)				その他(i)
区 分	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	
都道府県	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20	100.0% (100.0%)	18	90.0% (90.0%)	18	90.0% (95.0%)	15	75.0% (75.0%)	13	65.0% (65.0%)	2	10.0% (15.0%)	
市区	299	82.1% (81.4%)	229	62.9% (60.0%)	291	79.9% (79.5%)	282	77.5% (75.1%)	210	57.7% (54.8%)	11	3.0% (3.6%)	
町村	34	59.6% (55.0%)	19	33.3% (28.3%)	31	54.4% (55.0%)	31	54.4% (56.7%)	25	43.9% (43.3%)	3	5.3% (3.3%)	
合計	354	80.1% (78.7%)	267	60.4% (57.2%)	341	77.1% (76.9%)	329	74.4% (72.6%)	249	56.3% (53.8%)	16	3.6% (4.0%)	
(参考)													
一部事務組合等	160	58.6% (59.6%)	74	27.1% (29.2%)	187	68.5% (65.9%)	170	62.3% (62.9%)	119	43.6% (43.4%)	11	4.0% (4.1%)	
合計 (一部事務組合等含む)	514	71.9% (71.5%)	341	47.7% (46.7%)	528	73.8% (72.8%)	499	69.8% (69.0%)	368	51.5% (48.9%)	27	3.8% (4.1%)	

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表19 メンタルヘルス対策の取組状況（令和6年度）

2-5 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：公営企業】

区 分	全部局数(a)	メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)						メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)					
		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)			安全衛生委員会等で調査審議(d)			実務を行う担当者の選任(e)			職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)		
		割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)	部局数	割合(g/b) (前年度)	
都道府県	40	40 (100.0%)	26	65.0% (60.0%)	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (75.0%)	36	90.0% (90.0%)			
指定都市	19	19 (100.0%)	15	78.9% (78.9%)	19	100.0% (94.7%)	17	89.5% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)			
市区	669	669 (100.0%)	206	30.8% (28.1%)	466	69.7% (69.8%)	311	46.5% (44.7%)	525	78.5% (74.3%)			
町村	564	554 (97.4%)	106	19.1% (16.7%)	295	53.2% (52.7%)	113	20.4% (20.5%)	278	50.2% (49.1%)			
合計	1,292	1,282 (98.9%)	353	27.5% (25.1%)	814	63.5% (63.5%)	473	36.9% (36.3%)	858	66.9% (64.6%)			
(参考)													
一部事務組合等	244	188 (73.9%)	43	22.9% (20.7%)	80	42.6% (45.1%)	74	39.4% (42.4%)	79	42.0% (40.2%)			
合計 (一部事務組合等含む)	1,536	1,470 (94.8%)	396	26.9% (24.5%)	894	60.8% (61.1%)	547	37.2% (37.0%)	937	63.7% (61.5%)			
メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)													
セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)	メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)			セラピストによる産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)			事業場内での相談体制の整備(i)			地方公務員共済組合事業等の公的な相談窓口の周知(j)			職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)
区 分	部局数 (前年度)	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)	その他(l)
都道府県	34	85.0% (85.0%)	32	80.0% (82.5%)	37	92.5% (90.0%)	38	95.0% (95.0%)	32	80.0% (72.5%)	4	10.0% (5.0%)	
指定都市	19	100.0% (100.0%)	18	94.7% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (68.4%)	15	78.9% (78.9%)	3	15.8% (15.8%)	
市区	521	77.9% (76.4%)	396	59.2% (55.7%)	522	78.0% (76.7%)	501	74.9% (71.6%)	399	59.6% (56.8%)	23	3.4% (3.3%)	
町村	282	50.9% (49.8%)	163	29.4% (29.4%)	315	56.9% (55.5%)	327	59.0% (58.9%)	226	40.8% (39.6%)	14	2.5% (4.2%)	
合計	856	66.8% (65.9%)	609	47.5% (46.2%)	893	69.7% (68.6%)	879	68.6% (67.0%)	672	52.4% (50.4%)	44	3.4% (3.9%)	
(参考)													
一部事務組合等	89	47.3% (50.5%)	46	24.5% (27.2%)	108	57.4% (59.2%)	114	60.6% (59.2%)	69	36.7% (35.9%)	6	3.2% (3.8%)	
合計 (一部事務組合等含む)	945	64.3% (63.9%)	655	44.6% (43.8%)	1,001	68.1% (67.4%)	993	67.6% (66.0%)	741	50.4% (48.5%)	50	3.4% (3.9%)	

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 メンタルヘルス不調による休務者の状況（令和6年度）

区分	休務者 うち常勤職員	在籍職員と休務者の割合											
		年代別内訳											
		10代～20代					30代		40代		50代		
		人数 a	人数 b	割合 (前年度) b/a	人数 c	割合 (前年度) c/b	人数 d	割合 (前年度) d/b	人数 e	割合 (前年度) e/b	人数 f	割合 (前年度) f/b	
都道府県	15,501	15,146	97.7% (98.2%)	3,797	25.1% (24.8%)	3,906	25.8% (25.1%)	3,173	20.9% (21.4%)	3,757	24.8% (25.6%)	513	3.4% (3.1%)
指定都市	7,480	7,276	97.3% (97.2%)	1,710	23.5% (24.7%)	2,008	27.6% (27.2%)	1,597	21.9% (21.6%)	1,689	23.2% (23.3%)	272	3.7% (3.2%)
市区	22,572	21,645	95.9% (96.1%)	4,997	23.1% (23.4%)	6,116	28.3% (27.9%)	4,964	22.9% (23.7%)	4,997	23.1% (23.1%)	571	2.6% (2.0%)
町村	3,418	3,314	97.0% (97.2%)	856	25.8% (27.2%)	980	29.6% (29.7%)	756	22.8% (23.9%)	680	20.5% (18.6%)	42	1.3% (0.6%)
合計	48,971	47,381	96.8% (97.0%)	11,360	24.0% (24.3%)	13,010	27.5% (27.0%)	10,490	22.1% (22.7%)	11,123	23.5% (23.6%)	1,398	3.0% (2.4%)
(参考)												3,182,533 (1.5%)	
一部事務組合等	1,205	1,168	96.9% (97.5%)	325	27.8% (27.6%)	287	24.6% (23.3%)	269	23.0% (23.7%)	261	22.3% (23.4%)	26	2.2% (2.0%)
合計(一部事務組合等含む)	50,176	48,549	96.8% (97.0%)	11,685	24.1% (24.4%)	13,297	27.4% (26.9%)	10,759	22.2% (22.7%)	11,384	23.4% (23.6%)	1,424	2.9% (2.4%)

(注) 1 原則として、令和6年度中にメンタルヘルス不調により引き継いで1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

2 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和6年1月～令和6年12月)の休務者数を計上している。

3 令和5年度から引き継いで休務した者及び令和6年度中に退職した者も含んでいる。

4 (※)については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表18-3)を引用している。

5 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

6 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

1 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況

区分	分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み		令和7年度中に整備予定		未定
			部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	
都道府県		182	181	99.5% (99.5%)	0	0.0% (0.0%)	1 0.5% (0.5%)
指定都市		79	77	97.5% (97.5%)	1	1.3% (1.3%)	1 1.3% (1.3%)
市区		2,623	2,192	83.6% (82.4%)	81	3.1% (4.1%)	350 13.3% (13.5%)
町村		2,454	1,473	60.0% (58.6%)	104	4.2% (6.5%)	877 35.7% (34.9%)
合計		5,338	3,923	73.5% (72.4%)	186	3.5% (5.0%)	1,229 23.0% (22.6%)

(参考)

一部事務組合等	1,406	410	29.2% (28.9%)	35	2.5% (3.6%)	961	68.3% (67.5%)
合計(一部事務組合等含む)	6,744	4,333	64.2% (63.1%)	221	3.3% (4.7%)	2,190	32.5% (32.2%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があつた場合には、行わなければならぬこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行ふものとし、人事院規則10－4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

2 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況

区分	全部局数	令和7年4月1日時点で整備済み			令和7年度中に整備予定			部局数 (前年度)	割合 (前年度)	未定
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)			
知事及び市区町村長	2,619	1,479	56.5% (55.4%)	82	3.1% (4.3%)	1,058	40.4%	(40.3%)		
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
市区	795	672	84.5% (83.8%)	23	2.9% (4.0%)	100	12.6%	(12.2%)		
町村	926	553	59.7% (58.2%)	42	4.5% (6.6%)	331	35.7%	(35.2%)		
一部事務組合等	831	187	22.5% (22.3%)	17	2.0% (2.5%)	627	75.5%	(75.3%)		
教育委員会	1,811	1,277	70.5% (68.5%)	61	3.4% (5.0%)	473	26.1%	(26.5%)		
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
指定都市	20	19	95.0% (95.0%)	1	5.0% (5.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
市区	795	658	82.8% (80.8%)	23	2.9% (3.9%)	114	14.3%	(15.3%)		
町村	905	535	59.1% (57.1%)	35	3.9% (6.2%)	335	37.0%	(36.7%)		
一部事務組合等	44	18	40.9% (37.5%)	2	4.5% (4.2%)	24	54.5%	(58.3%)		
警察	47	47	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
指定都市	—	—	—	—	—	—	—	—		
市区	—	—	—	—	—	—	—	—		
町村	—	—	—	—	—	—	—	—		
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—	—		
消防	731	477	65.3% (65.0%)	26	3.6% (5.2%)	228	31.2%	(29.8%)		
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)	0	0.0%	(0.0%)		
市区	364	303	83.2% (82.5%)	13	3.6% (4.7%)	48	13.2%	(12.9%)		
町村	59	40	67.8% (68.3%)	2	3.4% (6.7%)	17	28.8%	(25.0%)		
一部事務組合等	287	113	39.4% (39.5%)	11	3.8% (5.9%)	163	56.8%	(54.5%)		
公営企業	1,536	1,053	68.6% (68.1%)	52	3.4% (4.9%)	431	28.1%	(27.0%)		
都道府県	40	39	97.5% (97.5%)	0	0.0% (0.0%)	1	2.5%	(2.5%)		
指定都市	19	18	94.7% (94.7%)	0	0.0% (0.0%)	1	5.3%	(5.3%)		
市区	669	559	83.6% (82.8%)	22	3.3% (4.0%)	88	13.2%	(13.2%)		
町村	564	345	61.2% (60.7%)	25	4.4% (6.8%)	194	34.4%	(32.5%)		
一部事務組合等	244	92	37.7% (37.8%)	5	2.0% (4.4%)	147	60.2%	(57.8%)		

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超える者には、行わなければならぬこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行ふものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

2 同一部局内で整備ができるない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（団体区分別）

区分	分	全部局数 (a)	令和7年4月1日時点での面接指導の対象となる要件（団体区分別）				医師の面接指導の対象となる要件 人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む 割合(d/b) (前年度)	医師の面接指導の対象となる要件 人事院規則の規定と同様 部局数(c)	部局数(d)	割合(d/b) (前年度)	部局数(e)	割合(e/b) (前年度)	その他
			部局数(b)	割合(b/a) (前年度)	部局数(c)	割合(c/b) (前年度)							
都道府県	182	181	99.5% (99.5%)	108	59.7% (59.1%)	60	33.1% (32.0%)				13	7.2% (8.8%)	
指定都市	79	77	97.5% (97.5%)	36	46.8% (49.4%)	28	36.4% (32.5%)				13	16.9% (18.2%)	
市区	2,623	2,192	83.6% (82.4%)	1,666	76.0% (75.8%)	391	17.8% (17.7%)				135	6.2% (6.1%)	
町村	2,454	1,473	60.0% (58.6%)	1,325	90.0% (90.1%)	68	4.6% (4.4%)				80	5.4% (5.5%)	
合計	5,338	3,923	73.5% (72.4%)	3,135	79.9% (79.8%)	547	13.9% (13.8%)				241	6.1% (6.5%)	

(参考)

一部事務組合等	1,406	410	29.2% (28.9%)	331	80.7% (80.0%)	47	11.5% (12.1%)				32	7.8% (8.0%)
合計(一部事務組合等含む)	6,744	4,333	64.2% (63.1%)	3,466	80.0% (79.8%)	594	13.7% (13.6%)				273	6.3% (6.6%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないことされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2~6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

4 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件（部局別）

令和7年4月1日現在

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	全部局数 (a)	令和7年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み			人事院規則の規定と同様			医師の面接指導の対象となる要件 高い基準の要件を含む			医師の面接指導の対象となる要件 その他の要件		
		部局数 (b)	割合(b/a)	(前年度)	部局数(c)	割合(c/b)	(前年度)	部局数(d)	割合(d/b)	(前年度)	部局数(e)	割合(e/b)	(前年度)
知事及び市町村長	2,619	1,479	56.5%	(55.4%)	1,196	80.9%	(80.3%)	202	13.7%	(14.2%)	81	5.5%	(5.5%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	26	55.3%	(51.1%)	19	40.4%	(44.7%)	2	4.3%	(4.3%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	10	50.0%	(50.0%)	7	35.0%	(35.0%)	3	15.0%	(15.0%)
市区	795	672	84.5%	(83.8%)	512	76.2%	(75.2%)	128	19.0%	(19.8%)	32	4.8%	(5.0%)
町村	926	553	59.7%	(58.2%)	495	89.5%	(90.0%)	28	5.1%	(4.8%)	30	5.4%	(5.2%)
一部事務組合等	831	187	22.5%	(22.3%)	153	81.8%	(81.0%)	20	10.7%	(11.1%)	14	7.5%	(7.9%)
教育委員会	1,811	1,277	70.5%	(68.5%)	1,035	81.0%	(81.0%)	147	11.5%	(11.1%)	95	7.4%	(7.8%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	27	57.4%	(63.8%)	13	27.7%	(21.3%)	7	14.9%	(14.9%)
指定都市	20	19	95.0%	(95.0%)	6	31.6%	(36.8%)	7	36.8%	(26.3%)	6	31.6%	(36.8%)
市区	795	658	82.8%	(80.8%)	502	76.3%	(76.0%)	104	15.8%	(15.8%)	52	7.9%	(8.3%)
町村	905	535	59.1%	(57.1%)	484	90.5%	(90.3%)	22	4.1%	(4.1%)	29	5.4%	(5.6%)
一部事務組合等	44	18	40.9%	(37.5%)	16	88.9%	(88.9%)	1	5.6%	(5.6%)	1	5.6%	(5.6%)
警察	47	47	100.0%	(100.0%)	32	68.1%	(68.1%)	13	27.7%	(25.5%)	2	4.3%	(6.4%)
都道府県	47	47	100.0%	(100.0%)	32	68.1%	(68.1%)	13	27.7%	(25.5%)	2	4.3%	(6.4%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	731	477	65.3%	(65.0%)	371	77.8%	(78.6%)	76	15.9%	(15.1%)	30	6.3%	(6.3%)
都道府県	1	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	1	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	(100.0%)	13	65.0%	(70.0%)	5	25.0%	(20.0%)	2	10.0%	(10.0%)
市区	364	303	83.2%	(82.5%)	225	74.3%	(74.8%)	63	20.8%	(19.9%)	15	5.0%	(5.3%)
町村	59	40	67.8%	(68.3%)	35	87.5%	(87.8%)	1	2.5%	(2.4%)	4	10.0%	(9.8%)
一部事務組合等	287	113	39.4%	(39.5%)	98	86.7%	(78.7%)	6	5.3%	(5.3%)	9	8.0%	(7.1%)
公営企業	1,536	1,053	68.6%	(68.1%)	832	79.0%	(78.7%)	156	14.8%	(14.5%)	65	6.2%	(6.8%)
都道府県	40	39	97.5%	(97.5%)	23	59.0%	(53.8%)	14	35.9%	(35.9%)	2	5.1%	(10.3%)
指定都市	19	18	94.7%	(94.7%)	7	38.9%	(38.9%)	9	50.0%	(50.0%)	2	11.1%	(11.1%)
市区	669	559	83.6%	(82.8%)	427	76.4%	(76.8%)	96	17.2%	(16.3%)	36	6.4%	(6.8%)
町村	564	345	61.2%	(60.7%)	311	90.1%	(90.3%)	17	4.9%	(4.3%)	17	4.9%	(5.5%)
一部事務組合等	244	92	37.7%	(37.8%)	64	69.6%	(67.0%)	20	21.7%	(23.4%)	8	8.7%	(9.6%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えて、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があつた場合には、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2~6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行ふものとし、人事院規則10~4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

- 2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況として計上している。
- 3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

- 4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表21 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員(a)	医師の面接指導が行われなかつた職員(b)	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(c)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かつた又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかつた(e)		職員が人事異動や休職等になつたことにより、通知・勧奨することができなかつた(f)		その他(g)
			人数	割合(b/a)	人数	割合(c/b)	人数	割合(d/b)	人数	割合(f/b)	
都道府県	93,068	56,586	60,8% (64.8%)	13,387	23.7% (20.7%)	16,287	28.8% (20.2%)	3,941	7.0% (13.3%)	168	0.3% (0.6%)
指定都市	34,851	25,733	73.8% (78.5%)	13,282	51.6% (42.4%)	6,777	26.3% (33.5%)	100	0.4% (0.7%)	95	0.4% (0.2%)
市区	58,775	35,680	60.7% (64.5%)	5,294	14.8% (13.8%)	21,642	60.7% (57.6%)	3,809	10.7% (11.3%)	174	0.5% (0.4%)
町村	4,294	3,262	76.0% (78.7%)	82	2.5% (3.2%)	2,425	74.3% (72.3%)	321	9.8% (9.8%)	11	0.3% (0.1%)
合計	190,988	121,261	63.5% (67.6%)	32,045	26.4% (23.1%)	47,131	38.9% (35.0%)	8,171	6.7% (9.9%)	448	0.4% (0.5%)
(参考)											
一部事務組合等	2,348	1,219	51.9% (74.1%)	20	1.6% (1.2%)	1,124	92.2% (91.5%)	24	2.0% (3.8%)	9	0.7% (0.4%)
合計(一部事務組合等含む)	193,336	122,480	63.4% (67.7%)	32,065	26.2% (22.9%)	48,255	39.4% (35.5%)	8,195	6.7% (9.8%)	457	0.4% (0.5%)
										42	3.4% (3.1%)

(注) 1 職員数は令和6年度の延べ人数である。

2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかつたその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかつた」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

5 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

表2 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員数(a)	医師の面接指導が行われなかつた職員(b)		面接指導を受ける必要があることを通知・勧奨した(c)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かつた又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかつた(e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかつた(f)		その他(g)				
		人数	割合(b/a)	前年度	人数	割合(c/b)	前年度	人数	割合(d/b)	前年度	人数	割合(e/b)	前年度	人数	割合(g/b)	前年度
知事及び市町村長	74,813	36,774	49.2%	(51.7%)	13,472	36.6%	(36.7%)	15,818	43.0%	(35.1%)	3,244	8.8%	(9.4%)	255	0.7%	(0.7%)
都道府県	27,752	13,120	47.3%	(48.3%)	6,558	50.0%	(54.5%)	4,198	32.0%	(16.5%)	516	3.9%	(4.7%)	85	0.6%	(0.9%)
指定都市	10,759	5,886	54.7%	(63.1%)	2,482	42.2%	(40.0%)	3,002	51.0%	(41.4%)	71	1.2%	(2.3%)	34	0.6%	(0.6%)
市区	33,228	15,590	46.9%	(48.8%)	4,346	27.9%	(26.6%)	7,022	45.0%	(41.6%)	2,429	15.6%	(15.6%)	122	0.8%	(0.7%)
町村	2,930	2,096	71.5%	(73.7%)	70	3.3%	(4.6%)	1,546	73.8%	(70.1%)	226	10.8%	(10.3%)	8	0.4%	(0.2%)
一部事務組合等	144	82	56.9%	(53.5%)	16	19.5%	(14.1%)	50	61.0%	(73.9%)	2	2.4%	(6.5%)	6	7.3%	(0.0%)
教育委員会	83,435	69,852	83.7%	(85.9%)	14,917	21.4%	(16.8%)	26,012	37.2%	(34.8%)	3,070	4.4%	(9.5%)	80	0.1%	(0.2%)
都道府県	40,334	33,583	83.3%	(86.4%)	3,584	10.7%	(9.4%)	10,107	30.1%	(20.6%)	1,841	5.5%	(14.9%)	38	0.1%	(0.4%)
指定都市	22,213	18,402	82.8%	(84.2%)	10,716	58.2%	(43.1%)	2,623	14.3%	(29.9%)	27	0.1%	(0.2%)	8	0.04%	(0.05%)
市区	19,802	16,934	85.5%	(86.4%)	613	3.6%	(2.7%)	12,574	74.3%	(71.3%)	1,135	6.7%	(8.3%)	33	0.2%	(0.1%)
町村	1,080	927	85.8%	(88.4%)	4	0.4%	(0.8%)	702	75.7%	(76.5%)	67	7.2%	(8.8%)	1	0.1%	(0.0%)
一部事務組合等	6	6	100.0%	(100.0%)	0	0.0%	(0.0%)	6	100.0%	(80.0%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
警察	19,298	7,198	37.3%	(32.9%)	3,178	44.2%	(37.1%)	33	0.5%	(0.2%)	1,068	14.8%	(15.1%)	21	0.3%	(0.5%)
都道府県	19,298	7,198	37.3%	(32.9%)	3,178	44.2%	(37.1%)	33	0.5%	(0.2%)	1,068	14.8%	(15.1%)	21	0.3%	(0.5%)
指定都市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消防	840	610	72.6%	(70.6%)	121	19.8%	(20.3%)	440	72.1%	(59.6%)	30	4.9%	(4.7%)	5	0.8%	(0.5%)
都道府県	73	40	54.8%	(96.4%)	0	0.0%	(0.0%)	40	100.0%	(48.5%)	0	0.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
指定都市	73	52	71.2%	(46.8%)	31	59.6%	(73.5%)	13	25.0%	(12.8%)	0	0.0%	(7.7%)	0	0.0%	(2.6%)
市区	361	265	73.4%	(68.2%)	90	34.0%	(35.7%)	150	56.6%	(40.2%)	15	5.7%	(11.2%)	4	1.5%	(0.0%)
町村	57	50	87.7%	(89.6%)	0	0.0%	(0.0%)	37	74.0%	(80.4%)	13	26.0%	(0.0%)	0	0.0%	(0.0%)
一部事務組合等	276	203	73.6%	(73.0%)	0	0.0%	(0.0%)	200	98.5%	(97.2%)	2	1.0%	(1.6%)	1	0.5%	(0.4%)
公営企業	14,950	8,046	53.8%	(71.4%)	377	4.7%	(13.5%)	5,952	74.0%	(64.3%)	783	9.7%	(11.4%)	96	1.2%	(1.3%)
都道府県	5,611	2,645	47.1%	(61.1%)	67	2.5%	(8.4%)	1,909	72.2%	(65.4%)	516	19.5%	(21.6%)	24	0.9%	(2.6%)
指定都市	1,806	1,393	77.1%	(83.1%)	53	3.8%	(39.2%)	1,139	81.8%	(56.4%)	2	0.1%	(0.9%)	53	3.8%	(1.6%)
市区	5,384	2,891	53.7%	(77.2%)	245	8.5%	(11.5%)	1,896	65.6%	(61.1%)	230	8.0%	(7.1%)	15	0.5%	(0.3%)
町村	227	189	83.3%	(83.4%)	8	4.2%	(2.3%)	140	74.1%	(69.5%)	15	7.9%	(14.1%)	2	1.1%	(0.0%)
一部事務組合等	1,922	928	48.3%	(78.1%)	4	0.4%	(0.0%)	868	93.5%	(91.9%)	20	2.2%	(4.3%)	2	0.2%	(0.4%)

(注) 1 職員数は令和6年度の延べ人数である。

2 (※) 労働安全衛生規則第62条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかつたその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかつた」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

1 安全衛生管理体制の団体区分別整備状況

表22 安全衛生管理体制の整備状況（令和6年度）

区分	総括安全衛生管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等						
	選任を要する事業場		選任している事業場 割合 (前年度)	選任をしている事業場 割合 (前年度)		選任している事業場 割合 (前年度)	選任を要する事業場 割合 (前年度)		選任を要する事業場 割合 (前年度)				
	選任を要する事業場 割合 (前年度)	職場を巡回している事業場 割合 (前年度)		職場を巡回している事業場 割合 (前年度)	職場を巡回している事業場 割合 (前年度)		職場を巡回している事業場 割合 (前年度)	選任を要する事業場 割合 (前年度)					
都道府県	207	100.0% (100.0%)	459	99.6% (99.6%)	414	90.6% (93.4%)	6,424	99.5% (99.5%)	5,368	84.0% (81.5%)			
指定都市	132	100.0% (100.0%)	317	100.0% (100.0%)	310	97.8% (97.7%)	1,722	99.9% (99.7%)	1,423	82.7% (86.8%)			
市区	742	99.5% (99.9%)	974	858	88.1% (86.0%)	684	79.7% (78.6%)	4,805	96.3% (96.5%)	2,573	55.6% (55.3%)		
町村	0	—	0	0	—	0	—	1,834	1,717	93.6% (93.4%)	700	40.8% (46.5%)	
合計	1,081	99.6% (99.9%)	1,077	1,750	1,632	93.3% (91.9%)	1,408	86.3% (86.3%)	14,785	14,456	97.8% (97.9%)	10,064	69.6% (70.0%)
(参考)													
一部事務組合等	26	100.0% (96.0%)	65	62	95.4% (93.5%)	54	87.1% (87.9%)	509	496	97.4% (98.0%)	331	66.7% (66.0%)	
合計 (一部事務組合等含む)	1,107	99.6% (99.8%)	1,103	1,815	1,694	93.3% (92.0%)	1,462	86.3% (86.4%)	15,294	14,952	97.8% (97.9%)	10,395	69.5% (69.9%)
65													

区分	産業医			安全委員会			衛生委員会					
	選任を要する事業場		選任している事業場 割合 (前年度)	設置している事業場		選任を要する事業場 割合 (前年度)	設置している事業場		選任を要する事業場 割合 (前年度)			
	選任を要する事業場 割合 (前年度)	職場を巡回している事業場 割合 (前年度)		情報提供を行っている事業場数	割合 (前年度)		選任を要する事業場 割合 (前年度)	職場を巡回している事業場 割合 (前年度)				
都道府県	6,424	99.5% (99.4%)	3,621	56.6% (59.4%)	5,672	88.7% (84.8%)	403	402	99.8% (99.5%)			
指定都市	1,722	99.5% (99.5%)	1,081	63.1% (57.7%)	1,604	93.6% (92.3%)	290	290	100.0% (100.0%)			
市区	4,805	96.4% (97.0%)	1,546	33.4% (33.3%)	3,895	84.1% (84.3%)	835	771	92.3% (94.1%)			
町村	1,834	95.3% (94.5%)	466	26.7% (28.4%)	1,281	73.3% (76.5%)	0	0	—			
合計	14,785	98.0% (98.1%)	6,714	46.3% (47.6%)	12,452	85.9% (84.6%)	1,528	1,463	95.7% (96.5%)			
(参考)												
一部事務組合等	509	98.4% (98.6%)	226	45.1% (44.9%)	409	81.6% (83.4%)	51	51	100.0% (97.9%)	44	86.3% (85.1%)	
合計 (一部事務組合等含む)	15,294	98.0% (98.1%)	6,940	46.3% (47.5%)	12,861	85.8% (84.6%)	1,579	1,514	95.9% (96.6%)	967	63.9% (63.5%)	
65												

(注)1 それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。
 (注)2 「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。
 (注)3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表22 安全衛生管理体制の整備状況（令和6年度）

2 安全衛生管理体制の部局別整備状況

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等		
	選任を要する事業場		選任している事業場割合(前年度)	選任を要する事業場割合(前年度)	選任している事業場		選任を要する事業場割合(前年度)	選任している事業場		選任を要する事業場割合(前年度)	選任している事業場	
	割合(前年度)	事業場数			割合(前年度)	事業場数		割合(前年度)	事業場数		割合(前年度)	事業場数
知事及び市町村長	608	606	99.7% (100.0%)	904	837	92.6% (92.8%)	737	88.1% (89.0%)	4,999	4,825	96.5% (96.7%)	2,762
教育委員会	238	237	99.6% (100.0%)	363	320	88.2% (80.8%)	240	75.0% (71.3%)	6,633	6,521	98.3% (98.4%)	4,819
警察	21	21	100.0% (100.0%)	0	0	-	0	-	1,355	1,339	98.8% (99.0%)	1,229
消防	4	4	100.0% (100.0%)	0	0	-	0	-	1,008	984	97.6% (97.6%)	719
公営企業	236	235	99.6% (99.2%)	548	537	98.0% (97.8%)	485	90.3% (90.0%)	1,299	1,283	98.8% (98.5%)	866
合 計	1,107	1,103	99.6% (99.8%)	1,815	1,694	93.3% (92.0%)	1,462	86.3% (86.4%)	15,294	14,952	97.8% (97.9%)	10,395
											69.5% (69.9%)	35,539
											94.7% (92.9%)	33,647

区分	産業医			安全委員会			衛生委員会					
	選任を要する事業場		選任している事業場割合(前年度)	設置をしている事業場		設置を要する事業場割合(前年度)	設置をしている事業場		設置を要する事業場割合(前年度)	設置している事業場		
	割合(前年度)	事業場数		割合(前年度)	事業場数		割合(前年度)	事業場数		割合(前年度)	事業場数	
知事及び市町村長	4,999	4,894	97.9% (98.1%)	1,928	39.4% (38.4%)	4,092	83.6% (80.9%)	870	94.8% (96.2%)	511	61.9% (56.6%)	4,832
教育委員会	6,633	6,467	97.5% (97.7%)	2,777	42.9% (46.0%)	5,494	85.0% (84.0%)	300	94.0% (93.8%)	109	38.7% (55.0%)	6,470
警察	1,355	1,354	99.9% (100.0%)	1,069	79.0% (79.4%)	1,311	96.8% (95.9%)	0	0	0	0	1,355
消防	1,008	990	98.2% (97.6%)	445	44.9% (46.1%)	845	85.4% (87.9%)	0	0	0	0	1,008
公営企業	1,299	1,284	98.8% (98.5%)	721	56.2% (56.5%)	1,119	87.1% (86.9%)	409	99.5% (99.3%)	347	85.3% (83.7%)	1,299
合 計	15,294	14,989	98.0% (98.1%)	6,940	46.3% (47.5%)	12,861	85.8% (84.6%)	1,579	95.9% (96.6%)	967	63.9% (63.5%)	14,896
											97.4% (97.9%)	8,990
											60.4% (58.2%)	

(注)1 それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。

(注)2 「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。